

40782

教科書文庫

4
370
42-1927
20000 82111

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

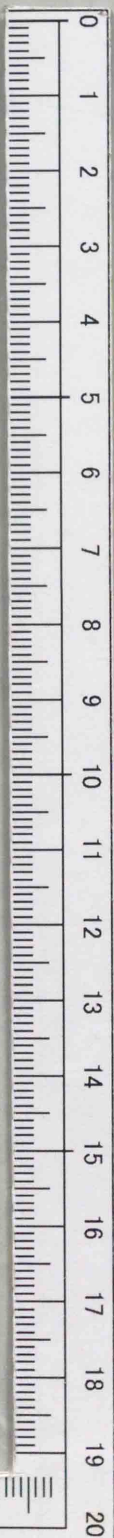
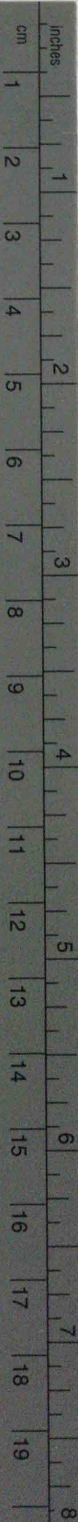


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫

4  
370  
42-1927  
2000082111

九州帝國大學教授 松濤泰巖著

# 子女國民教育學

東京教育研究會發行





資料室

教科書文庫

4

370

42-1927

2000082111

濟定檢省部文

用科育教校學女等高 日九月一十年二和昭

# 女子 學育教民國

授教學大國帝州九

著巖恭濤松



版正修

京東  
會究研育教

広島大学図書

2000082111



4b

370

BB2





母と子 (ラファエロ)





凡例

一、本書は主として高等女學校の教科教科書に充てんが爲めに、輒近の學説と著者の經驗とに基づいて編述したものであるが、なほ女教員の講習用としても、また一般家庭の参考用としても適合する様に留意して執筆した。本書に<sup>子女</sup>國民教育學と題した所以も、女子が母として第二の國民を教養するに必要な素養を與へること、教師として國民教育に従事する場合に心得べき教育學の初歩を説述することを目的としたからである。

一、高等女學校の一學年間授業日數は、休日を除き二百日以上の規定であるから、約三十三週餘に當る。依て本書は、毎週(二時限)一章づつ授けることを標準として、全篇を三十三章に纏めてあるが、もとより題目によつて單複、難易の差があり、各章その長短を等しくして居ないから、必ずしも之に拘泥すべきではない。

一、文體は口語體とし、なるべく具體的に平易に記述することに努めたが、同時にまた簡潔ならんことを欲したが爲めに、時としては稍抽象的の記述に終つて居る所もある。教授者が時宜に應じて之に具體的實例を加へられること、また學習



若が嘗て自己の経験した事柄を想起して本書を理解することは、著者の最も希望する所である。

一、高等女学校の理科(殊に生理衛生)家事(殊に育児)及び修身(作法を含む)等の學科に於て學習せらるべき事項は之を省略した所が少くない。本書學習の際それ等の學科との聯絡に留意することも著者の希望する所である。

一、本書の編述に當つて東京府立第三高等女學校教授文學士木下一雄君の助力を得た所が甚だ多い。大方の諸君子、若し本書の内容及び形式について、思想上から或は經驗上から、批判と叱正とを吝み給はずば、著者の欣幸之に過ぐるものはない。

大正十二年十月

著者識

# 子女國民教育學 目次

## 第一篇 緒論

第一章 教育の必要……………一

第二章 教育の意義及び目的……………四

## 第二篇 兒童の精神

第三章 精神……………八

第四章 心身の相關……………二二

第五章 意識及び注意……………二五

第六章 感覺……………二二

第七章 知覺……………三三

第八章 觀念……………三六



第九章	記憶	四〇
第十章	思想	四〇
第十一章	思考	四〇
第十二章	感情	四一
第十三章	情緒	四一
第十四章	情操	四二
第十五章	意志	四二
第十六章	個性	四三
第十七章	人格	四三
<b>第三篇 教育</b>		
一 家庭教育		
第十八章	家庭	四六

第十九章	母	四三
第二十章	身心の發達	四七
第二十一章	體育	四八
第二十二章	德育	四九
第二十三章	知育	一〇三
二 幼稚園教育		
第二十四章	幼稚園	一〇八
第二十五章	保育法	一一四
三 學校教育		
第二十六章	學校	一一三
第二十七章	養護	一二六
第二十八章	教授	一二九
第二十九章	訓練	一三五



第三十章 教育制度……………一三九

第三十一章 教師の修養……………一四三

四 社會教育

第三十二章 社會教育……………一四五

第四篇 結論

第三十三章 結論……………一四八

# 子女國民教育學

## 第一篇 緒論

### 第一章 教育の必要

社會と教育

野蠻時代の人間は木や石などの自然物を使用することを知つて居たが、自然物の力を利用することを知らなかつた。衣食住の資料を得ること、戦争、漁獵器具の製作等はたゞ習慣上の模倣に止まつて居た。然しこれらの人間もやがて自然力即ち火、水、風等の力を利用する様になつて、食物を調理し、金屬を鍛かし、一定の土



地に農耕を初め、分業をなすに到つた。これらの動作は初め無論機械的な無意識的の模倣をなすに過ぎなかつたが、彼等はその間に一つの社會生活を行つて、協同、服従、義務等の教養を得たのである。

かく人は自然に社會生活を營み、不知不識の間にその教養を受けて居たもので、廣義の教育は早くから實際生活上の必要によつて始まり、家の發達とともに進んで來たので、教育は決して實生活から離れたものではない。且つ人が一層進歩し發達するのも、實に教育の作用によるのであるから、教育の研究は教育者たる否を問はず、凡ての人に必要である。

人類の特徴

動物は生活の形式が甚だ簡單で、本能によつて生活すればよいのであるから、その獨立の生活をなすことも極めて

早い。然るに人は「身を殺して仁をなす」といふ様な優れた理想を有し、自己の人格を高め、社會の向上を計る。云ふ一大特徴を備へて居る。これ教育が人にも存在する所以であつて、人類の未成熟期の長いのも、その間に教育を施し、複雑な社會の事情に順應させる必要があるからである。未成熟期は教育的影響を受ける性質が最も強く、教育を施すべき好時期である。

動物の兒童期は、或る學者の研究によると、犬、猫一年乃至二年、牛、馬、豚五年といふことである。

教育の効果

中庸に「誠者天之道也。誠之人之道也。」とあるのは、教育の力の大きなることを述べたものであるが、獨逸のライブニッツはこれについて「我に教育を與へよ、然らば我等は一世紀以内に全歐を一變することが出来るであらう。」と言



ひ、またカントは「教育の影には人類の性質を完全ならしむる大なる神秘がある」と言つて居る。我々は教育の實際に於て人の先天的特性やその生活する社會或は家庭の狀況等によつて、教育の効果が制限せられることを知つて居る。然し體育によつて健康を増進し、知育によつて知識を増し、德育によつてその行狀をよくし、美育によつてその趣味性を養成し得ることは誰でも見聞して居る所である。

## 第二章 教育の意義及び目的

### 教育の意義

凡そ人の人たる所以は獨立せる生活活動を營むにある。されば知識を廣め、意志を練り、身體を強健にし、慈愛等の情を進め、美を鑑賞する能力を養ふ様な、すべて人の發達を助け、人の價值を増す作用は、何れも教育と云ふことが出来る。

### 個人の本質的要件

廣い意味で云ふならば、自然界が人に及ぼす影響も、或は一般社會からの偶然の影響も、皆教育と云はれる。然し精密に教育の意味を考へる時は、未成熟者に對して、教育を施さうといふ意志を以て、一定の方法を行ひ、その發達を助ける作用を云ふのである。學校教育はその最も代表的のもので、家庭教育之に次ぎ、特に計畫された社會教育も之に加へることが出来る。

「人は教育によつてのみ人たるを得」とはカントの言である。身體を健全にし、動作を敏捷にし、久しきに耐へる活動力を養ふのは、個人の身體的本質を發揮する所以である。また感覺、知覺、記憶、推理、想像、感情、意志等の精神的活動を發達せしめ、自發、統一、持續等の性質を備へしめるのは、その精神的本質を發揮する所以である。



社會生活  
個人

心身に關するこれらの活動は個人的の本質であるが、我々が知覺し推理し想像する所の内容を定めるものは社會であるから、社會生活を内容とし、これによつて個人の意識活動を陶冶するところが、個人の本質的要求を満たすことになるのである。我々の意識内容は經驗によつて得られる。而して我々の經驗に直接關係のあるものは我々の周圍の事情である。外界から來る所の刺戟は、或は感覺、知覺により、或は記憶、聯想によつて、自我の要素となる。

然るに自我はこれらの内容を自ら統一する働きをもつて居る所から、動もするが個人的の傾向に傾き、非社會的要求を敢てするところがあり、またこれによつて満足を感じるところもある。然し人は斯様な要求の満足を持続することによつて、果して自我の究竟の安定を得るであらうか。他

教育の目的

人の喜びを歡び、他人の悲しみを哀しむことによつて、自我の意識經驗は共通となり、無限の自己満足は得られるものである。自我の社會的なる所以はこゝに存するのである。若し自我の存在が活動を徹底しようとするならば、自我自らその内容を社會的にしなければならぬのである。

即ち教育の目的とする所は、社會的生活を理想化する人格を養成せんとするものであつて、これを個人の本質から見るならば、自我の伸長を期し、身體、精神兩者の調和して圓滿に發達し、各自の特徴を作り上げることになり、これを人類生活から見るとすれば、社會の一員として活動するに堪へるだけの資質を作り上げ、社會に奉仕し、善美なる社會を作ることに存するのである。



## 第二篇 兒童の精神

### 第三章 精神

兒童は身體及び精神の兩方面に於て教育の影響を受けるものであるから、先づその身體と精神とをよく理解して置くことが肝要である。

ハルトマンによれば、人の精神は段階的に進むものであつて、或る一時期に於ける心の働き具合は、他の時期に於ける心の働き具合と異つて居ることなし、精神の働きの段階を左の如く定めた。

- 三 歳まで 受納期
- 三 歳—六 歳 再生期

ハルトマンの說

ストラッツの說

六 歳—八 歳 想像期  
 八 歳—十 歳 記憶期  
 十 歳—十二歳 理解期  
 十二歳—十四歳 推理期

また精神と身體とが律動的に發達するものであるといふことを説明する學者がある。和蘭のストラッツは次の段階を設けた。

- 二 歳—四 歳 充實期
- 五 歳—七 歳 伸長期
- 八 歳—十二歳 充實期  
(女十歳)
- 十三歳—十六歳 伸長期  
(女十四歳)

伸長期と充實期

彼はこれについて説明して、充實期は精神の動搖が少く、



その危機も少いが、伸長期は一般に身體が伸長し、生理的變化もあつて、精神にも動搖が起るものであると言つて居る。而して五歳より七歳までの第一伸長期は、就學時期のむづかしい時であつて、十三歳より十六歳の第二伸長期には、青年初期の精神上の大變化が起る。子供の想像は初め具體的であるが、第二伸長期には抽象的觀念を働かす様になるものである。

## 精神の觀察

自分の精神は自ら内省し直接に觀察して知ることが出来る。また他人の精神は言語、身振、表情、舉動等、外部にあらはれた表徴を觀察して知ることが出来る。兒童の精神現象を考究する場合に於ても同様である。近頃は實驗の方法によつて、精密な條件の下に特殊の方法を工夫し、精神現象を考へることがある。

## 精神の本質

内省によつて精神現象を研究するのは根本的方法で、これによつて得た知識は自分の行ふ所の事柄に充分な自覺をもち得ること共に兒童の精神に對してもよく徹底的に見ることが出来る様になるものである。

精神の本質は意識である。意識は經驗と共に生じて、絶えず發達し變化して行くが、その間に常に中心と統一とあることを特質として居る。即ち精神の進歩には内容を増加する方面と、その内容に統一を與へる方面とがある。今迄二つの觀念として聯絡の點がなかつたものが、この進歩によつて両觀念は結合され、事物の概念を生じ、確實の知識となるものである。例へば技術家が聯絡なき材料から一つの意味ある形象を作り出す様なものである。今精神の進歩、發展する狀況を見るに、幼兒期、兒童期は精



神内容を増す方につこめ、青年期にはその内容を吟味し分化して、これが系統を立て、理法を發見しようとする努力するものである。幼時に於て記憶作用が盛んであつたものが、青年期に及んで思考作用がこれに代るのも一理あることである。

#### 第四章 身心の相關

健全なる身體を養成し、健全なる精神を養ふことは、教育の目的として居る所である。而して生理的基礎なくしては精神は存在し得ない。

身心は相關的で、一方の健康を害ふ時は他方の健康は望み得ない。精神作用の活潑なる時は、血液の循環、呼吸、榮養にも作用する。反對に少しく精神に動亂を來すと、動悸が

身心相關の事實

高まり、消化不良を來すものである。

腦の健全を保つのは、血液が配給する榮養の效である。身體が疲勞する時は精神も倦怠する。姿勢のこり方によつて精神状態も左右される。良習慣に教養された兒童は、精神の方面にも、身體の方面にも、不整頓を起さないものである。

されば兒童の精神生活を理解するためには、身體發育の狀態をも知得ることが大切であつて、身心相關の狀を了得することによつて、初めて兒童の日常生活に正當なる指導を與へ得られるのである。

意識の生理的基礎が人類の天性に深い根柢をもつて居ることは明白である。感覺が起つて、直ちに脊髓、延髓から反射される運動も、或は記憶や思考が行爲を支配すること

意識の生理的基礎



精神現象と  
身體

も、その根柢には必ず生存の問題が秘められてある。脳髓は感覺を通して意識される外界に順應しようとする實踐的行爲のために存するもので、精神作用も亦これによつて規定される。従つて身心の二つはその根本に於て同一の目的をもつて居る譯で、精神は如何なる場合でも外界と全く没交渉な眞理を考へ得るものではない。されば實際生活の立場から、教育は身心相關の理を推して、この兩者の調和的發達を理想としなければならぬ。

身心の關係が因果關係であるか或は並行關係であるかは、根本的に了解せられないけれども、その關係が正に存在すべきものであることは確實である。規律正しい生活をすることがいふことは、身體の方面から精神に直接影響があることを信ずるためであつて、宗教上の信仰や道德の信念に

意識

よつて身體の健康を保たうとするのは、精神の方面から身體の活動に影響する力のあることを信ずるためである。經驗の上から見ても、外界を知るには身體の一定の状態を必要とする。精神現象は身體を離れては存在しない。即ち精神作用の價値は實際活動に現はれる所に存して居るのである。然しながら一定の身體の状態からして、直ちに一定の心的能力若しくは性質を推定するのは、必ずしも正確ではない。個性の觀察はよく兒童に接して夫々について調べる外には、未だ確實な方法が發見されて居ない。

### 第五章 意識及び注意

意識は精神の根本的事實で、精神の諸状態が相繼續してゆくことを云ふのである。されば意識は一種の精神的過



半意識

無意識

知情意

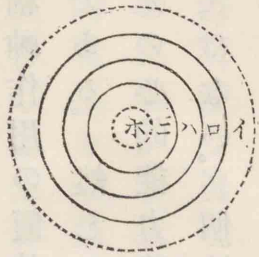
程であつて、絶えず變化するものであるが、同時に必ず統一の作用があることを特質とする。

精神状態が不明瞭で、俗に「うつゝ」の様な状態にある時は

これを半意識と云ひ、熟睡の時の様に全く「おぼえ」のない状態にある時はこれを無意識と名づける。

意識はその対象を選択する性質をもつて居る。即ちその一部を拒斥すること共に、他の一

意識と注意



イ 無意識  
 ロ 半意識  
 ハ 漠たる意識  
 ニ 注意  
 ホ 注意の焦點

部に興味をもつものである。

意識の根本状態には事物を認識する作用たる知、快、不快を感じる作用たる情、欲望し實行する作用たる意、こが

注意

無意注意  
有意注意

ある。凡ての意識現象は何れもこの三者に歸着する。

注意は一定の事物を明かに認知せんとして、意識がこれに集中する状態を云ふのである。外界は注意なしにこれを眺める、漠然たる全體がそこに展開されるだけであつて、散漫と云ふ状態が生ずるばかりである。注意によつて対象の觀察をする時は、明確な分析が出来、確實な綜合が出来るものである。正確な了解、正確な知識は皆注意を根據として成立する。

外界の刺戟が強い、か、變化があるか、或は興味があるか、して、別段努力を加へずとも、知らず識らず全意識がそれに促がされて、対象に向ふ状態を無意注意と云ふ。これに反して、直接の感興もなく、動もする、散漫にならうとするものを、努力して対象に意識を集中するのを有意注意と云ふ。



放心

兒童の注意は無意注意から有意注意に進むものである。模倣も初めは反射的で、後に有意的となるのである。光線や音響等の感覺的刺戟に對する反射注意の現象は、乳兒にも存するものである。

一つの對象に注意を向ける時は、それ以外に不注意の状態を生ずる。これを放心と云ふ。例へば何物かに見惚れて足を踏みはづしたり、學問の研究に熱中して時計を賣たといふ様なのはそれである。兒童にも常態の放心がよく現はれる。

注意散漫

注意作用が行はれても、淺く、變換し易く、確實な聯絡ある精神現象を構成し得ない状態を注意散漫と云ふ。疲勞時の如きはその例である。如何に努力しても規則正しい働きをすることが出來ず、偶然の刺戟に意を奪はれて、斷片的

注意集中

にしか對象を了解し得られないものである。

注意の集中については、人によつて生來大なる差別がある。或る人はよく注意を一點に集中し、一つの題目に關して深く沈思、冥想に入り込むことが出来るが、或る人は注意を集中しても、直ちに種々の觀念がその中心觀念を押しつけて、注意の刻々動搖する様なものがある。

兒童と注意

注意を強め、これを永く續かせようとするためには、これが妨げとなるものを除いて、一方に注意状態を助長する様な方法を用ひなければならぬ。兒童は感覺的刺戟に動かされ易く、また自己抑制の力も少いから、特に眼と耳とに外部の印象を受取り易い。されば學習には靜かな四圍を興へることが先づ大切である。家庭の不和や、強い刺戟のある興行物や、不健全な書物を耽讀することなどは、何れも落



着いて一意専念に學業に勵ませることに對して有害である。

注意をよく集中させるには、常に注意の對象の變化を考へて、兒童の自然の要求に應じ、巧みに兒童の運動性を利用し、注意を續け得る様な習慣をつけなければならぬ。

八歳から十歳頃までの兒童について、その注意状態を調べて見ると、一箇年に於ける注意の有様は波線をなし、最も高いのは三月頃、最も低いのは七月頃になつて居る。上級生は下級生よりも注意の活力があり、女兒は一般に男兒よりも勝つて居る。一日について注意の波線を見ると、午前八時半頃が最も高く、それから十一時頃までに次第に減退する。午後は二時頃に高まつて、それから四時頃まで次第に減退する。

感覺

## 第六章 感覺

光が目に見え、音が耳に聞える時の様に、外界の刺戟が我々の感覺器官を興奮せしめるに感覺を生ずる。それ等の感覺は單獨に存在するものでなく、必ず複合して意識の一部をなすものであるから、我々は先づ出来るだけ簡單に分解された感覺を考へなければならぬ。また感覺は必ず快さか不快さかの感情を伴ふものであるが、感覺だけを考へる時には、これ等の感情をも感覺から取去つて考へなければならぬ。

感覺を起す物理的刺戟(普通これを感覺的刺戟と呼んで居る)が、身體の内部にあるか外部にあるかによつて、感覺は次の如く分類される。

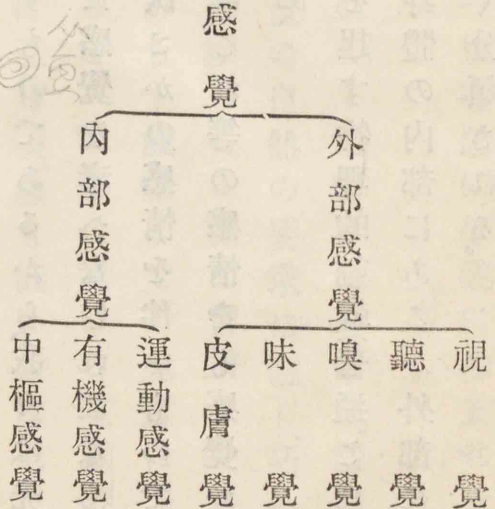
感覺の種類



視覺

視覺の器官は眼である。眼は寫眞器の構造に似て居て、外界の物體はそのレンズの如き水晶體を通して、後方の網膜にうつる様になつて居る。今或る物體を見つめる時は、その對象によつて刺戟されたる心象が網膜の中心に近い

一、視 覺



光覺と色覺

窪んだ點即ち黃點に落ちる。黃點は最もよく物を見分ける力の強い所である。この點を中心として附近には圓錐體細胞が群生し、この點から遠ざかるに従つて次第に桿狀體細胞が多く群生する様になる。桿狀體は明暗にのみ感じ、圓錐體は色にのみ感ずる。従つて前者は光覺を生じ、後者は色覺を生ずる。

對比

光覺は光の強弱によつて生ずる感覺で、その明暗は一直線で示すことが出来る。色覺は光の性質上の區別によつて生ずるもので、三稜鏡で日光を分析するに、赤、橙、黃、綠、青、藍、堇の順に配列される。色の中最も純粹なものは黃、赤、青、綠で、これを四原色と云ふ。二つの色が混合して灰色を生ずる時は補色をなすと云ひ、互に補色をなす二色を接近させるに、色は著しく鮮明に見える。これを對比と云ふ。



殘像

線香の火を振り動かして一つの長い光の線を見、若しくは灰色の紙の上で赤い紙片を見つめながら、それを取り去る、その跡に淺黄色が見える様になるのは、殘像と云ふ現象のためである。これは刺戟の去つた後まで感覺が繼續するからで、活動寫眞はこの理を應用したものである。

色盲

色の全部若しくは一部を辨別し得ないものを色盲と云ふ。全色盲は唯明暗を感じるだけであるがその例は甚だ少い。部分色盲の中最も多いのは赤緑盲である。色盲は女子よりも男子に多く、男子百人中三人乃至五人ある。光覺及び色覺は知識、感情に密接の關係があるもので、グーテも色はよく精神を勵まし、感情を進め、努力を高めるものであると言つて居る。

兒童と視覺

兒童は生後數時間にして明暗を感じ、顔面の表情を異に

する。適度の光は快のやうであるが、暗黒は不快の様に見える。強い烈しい光は乳兒を號泣させることがある。生後十日位までは唯漠然と一つの方向を見る計りで、それから次第に凝視を轉向する様になる。第五週以後は凝視も有意的になり、數箇月後に距離の認識が出来る様になる。色の識別は比較的早く、赤等の温色を好む傾向がある。兒童期について實驗すると、男は青と青が、つた黄色を好み、女は緑と緑赤の中間色を好むものである。

二、聽覺

聽覺の器官は耳である。聽覺は空氣の波動が聽神經を刺戟することによつて生ずる。

音は大別して樂音と噪音とに分たれる。樂音は空氣の振動波が規則正しく繰返され、且つ統一のあるもの、噪音は

聽覺

樂音と噪音



それが混雜、不規律なものである。人の聲は子音が噪音で、母音が樂音である。自然界の音や人の談話は概ね噪音で、唱歌や樂器から出る音は多く樂音である。

聽覺は視覺と共に知識、感情に最も大切な要件となるものである。それは言語が人生に大なる關係があることによつて明瞭である。

乳兒が生後第四週になつても尙ほ音に反應しないのは、聽覺に缺陷があるものと考へてよい。然し有意的の聽覺作用は生後約半年の後に始まる。普通第四箇月目に拍手や鈴等の辨別を生じ、八週にはピアノの音に快の表情をなし、樂音の興味を知る様になる。

然し一般に聽覺の發展は遅く、學齡に達した兒童も未だ聽覺が鈍いものである。子供が騒がしくして居て平氣な

兒童と聽覺

のは、聽覺が鈍いからであるとも云はれる。

聽覺は人によつて鋭敏、遲鈍の差別が甚だしい。學齡兒童には聽覺障礙のあることを看過されて居ることがよくあるものである。

三、嗅覺

嗅覺

嗅覺の器官は鼻孔内の粘膜にある神經細胞で、その刺戟は氣體である。この感覺は分類することが困難で、薔薇の香さか堇の香さか分つに過ぎない。

嗅覺はそれに結びついた物を思ひ出させるものである。今或る香を嗅げば嘗てその香を感じた時の場所、事柄等を明瞭に思ひ出す。

嗅覺は高尚な知識には餘り關係がないが、生活を保護し、進んでは高尚な交際上の手段となるものである。



#### 四、味 覺

味覺

味覺の器官は舌の粘膜中にある神經細胞で、その刺戟は液體である。純粹な味覺は甘、鹹、苦、酸の四つに分たれる。この感覺は鈍くなるこゝが迅速で、刺戟に長時間應ずるこゝが出来ない。然し生活の保護の上から大切であるこゝ共に、化學成分を知る上にも役立つものである。

#### 五、皮 膚 覺

皮膚覺

皮膚には温點、冷點、壓點、痛點が寄木細工の様に分布されて居て、それ等の諸點に刺戟が與へられると、それ／＼温覺、冷覺、壓覺、痛覺を生ずる。

温覺、冷覺

温覺及び冷覺は皮膚の現にもつて居る温度よりも高い温度か低い温度かの刺戟によつて生じ、比較的の現象である。その最も鋭敏な所は眼瞼、唇等である。

壓覺

壓覺は指の尖、唇、額等に鋭敏で、背、腕、足の裏等は割合に遲鈍である。また物體の組織を異にした物に接觸するこゝ異つた壓迫を感じる。柔いこゝか硬いこゝかの感じはこれによるのである。

痛覺

温覺、冷覺、壓覺を生ずる刺戟が強きに過ぎると痛みを感じる。痛覺は矢張り皮膚覺の一つであつて、普通鋭い馬尾毛を以て皮膚を壓する時に感ずる痛みによつて實驗される。痛覺は角膜、舌端等が最も鋭敏である。

兒童と温覺  
味覺及嗅覺

温覺及び冷覺は初生兒にも直ちに認めるこゝが出来る。浴湯や乳汁の温度によつて初生兒は色々異つた表情を示す。味覺や嗅覺も同様であつて、その口中に砂糖の溶液を入れたり、睡眠中に強烈な香氣を近づけると、それに應じて異つた表情を示すものである。



運動感覺

我々は手足を動かす場合に、それを見ないでもそれが如何なる方向に動き、如何なる程度に動かされて居るかを察することが出来る。これ運動感覺によるのであつて、皮膚の伸縮、關節及び腱の運動、筋肉の伸縮に伴ふ各部の神経の傳達の複合によつて生ずるものである。

### 七、有機感覺

有機感覺

有機感覺は生活機能に屬する感覺で、消化器官、呼吸器官、血行器官等に感ぜられる。

平衡感覺は内耳の三半規管を主として、その附近の聽覺器官から生ずる所の身體の平衡を司る感覺である。この部に損傷を起すと身體の平衡を失ふものである。

### 八、中樞感覺

平衡感覺

中樞感覺

大腦の感覺中樞に起る刺戟によつて生ずる感覺で、夢や幻覺はその一例である。

### 第七章 知覺

知覺

今鐘の音を聞いたとする。この場合、實際外界から感覺として入つて來たものは、一種の聽覺に過ぎないで、これのみでは「鐘の音である」といふ様な感じを起すことは出来ない。「鐘の音である」と感ずるのは、嘗て自分が聞いたことのある鐘の視的印象を想ひ起し、或は鐘の性質等を回想し、こゝに今感じた聽覺と結合を作つて「鐘の音」といふ解釋を得るのである。かく感覺の意味を捉へる精神作用を知覺と名づける。即ち刺戟が單に神経系統の興奮を惹き起す場合は感覺で、過去の經驗に基づいてそれに解釋を施し、外物

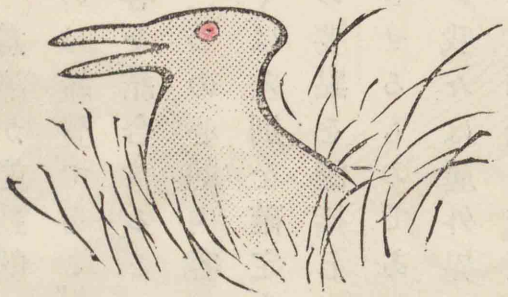


空間と時間

を認める時は、これを知覺と云ふのである。  
 我々が外物を知覺する場合には、必ず空間と關係させて居る。即ち前後、左右、上下、遠近の關係を考へて居るものである。而して我々はこれらの關係を觸れる感覺、見る感覺その他の感覺から知ることが出来る。  
 また我々は周圍に起る出來事を、時間と關係させて見て居る。即ち過去、現在、未來、遲速等の關係を考へて居るものである。時間の知覺は主として觸れる感覺と聽く感覺とによつて組成されるが、その他の諸感覺も多少これに與るものである。  
 時間知覺は多くの場合實際の時間と一致しない。同じ一時間でも、何か忙しい仕事に従事する時は短く感ぜられ、著しい出來事のない時は長く感ぜられるものである。

直觀

類化



鳥か 兎か

時間及び空間の諸要素の綜合から成る所の外界の對象をその要素を分解することなく直接に知覺することを直觀と名づける。即ち直觀は感覺器官によつて外界を認識する働きである。一般に知識は經驗と共に生じ、經驗は感覺に始まるものであるから、直觀は知識の基礎條件となるものである。事物の直接の印象はたゞその輪廓を與へるに過ぎない。事物そのものゝ知覺に過去の經驗内容が與へられ、二者が相互に結合されて、一つの意識状態を成立させる時は、これを類化と云ふのである。月が水平線から上つた時に大きく見えるの



統覺

知覺の錯誤

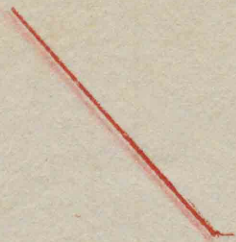
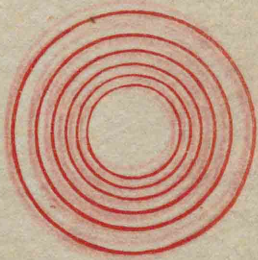
錯覺  
幻覺

は、日常經驗から類化するためである。印刷に誤字があつても意味が解るのも亦同様である。

意識が能動的に働いて感覺及び觀念の要素を結合するのは統覺である。統覺はまた注意の作用によつて、心的内容を結合するところであるとも云へる。その初歩の結合は二つの心的内容を相互に比較、連關して、その間に一致若しくは差別を確定するものである。その複雑なものは、内容の要點を總括して論理的關係を明かにし、思考作用を發展させるものである。

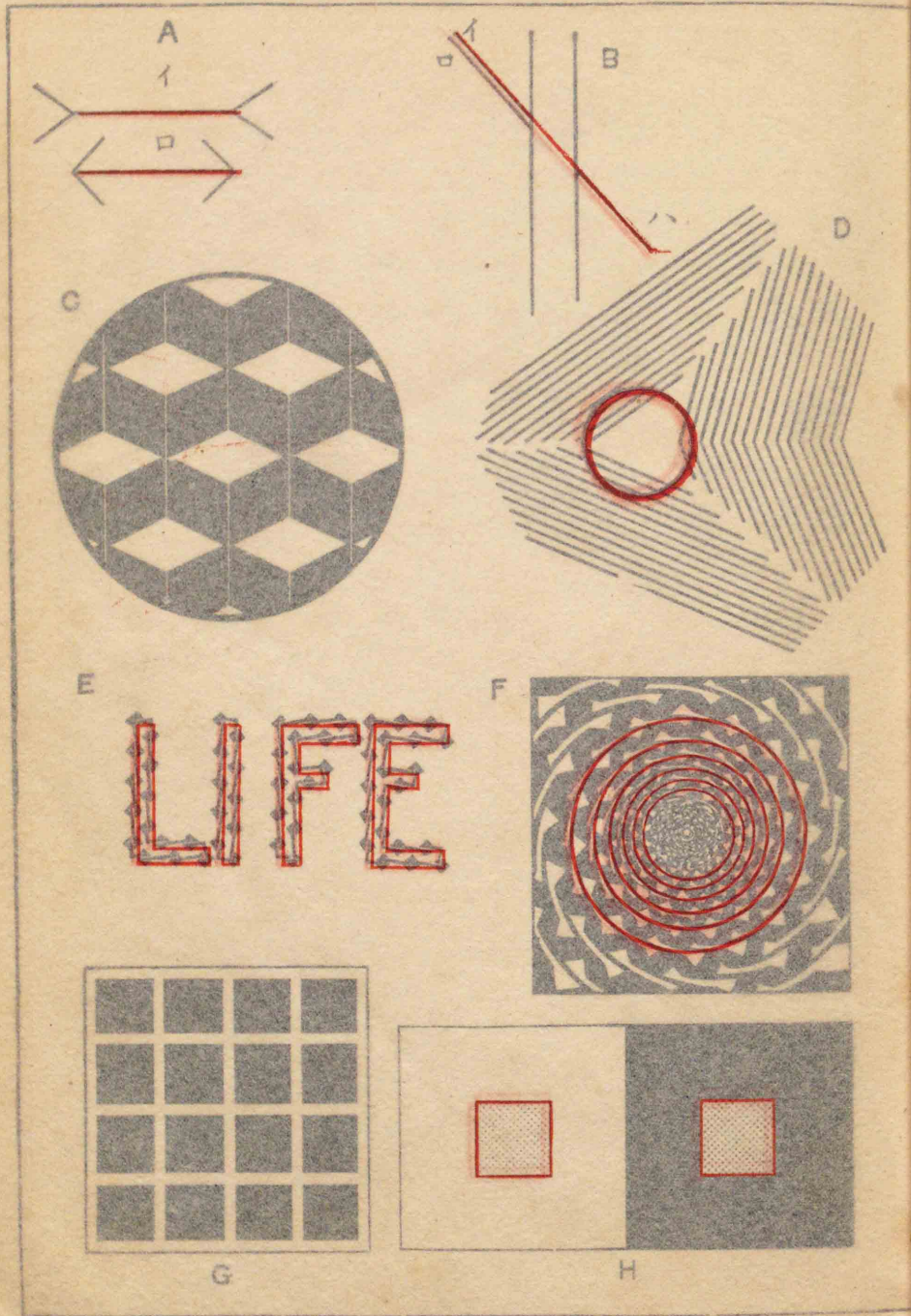
我々は屢外界の事物を誤つて知覺するところがある。これを知覺の錯誤と云ふ。知覺の錯誤には二種類ある。或る刺戟を誤つて知覺するのを錯覺と云ひ、刺戟が無いのに宛も或る事物が存在する如く認知するのを幻覺と云ふ。

LIFE





比對び及視錯



統覺

知覺の錯誤

錯覺  
幻覺

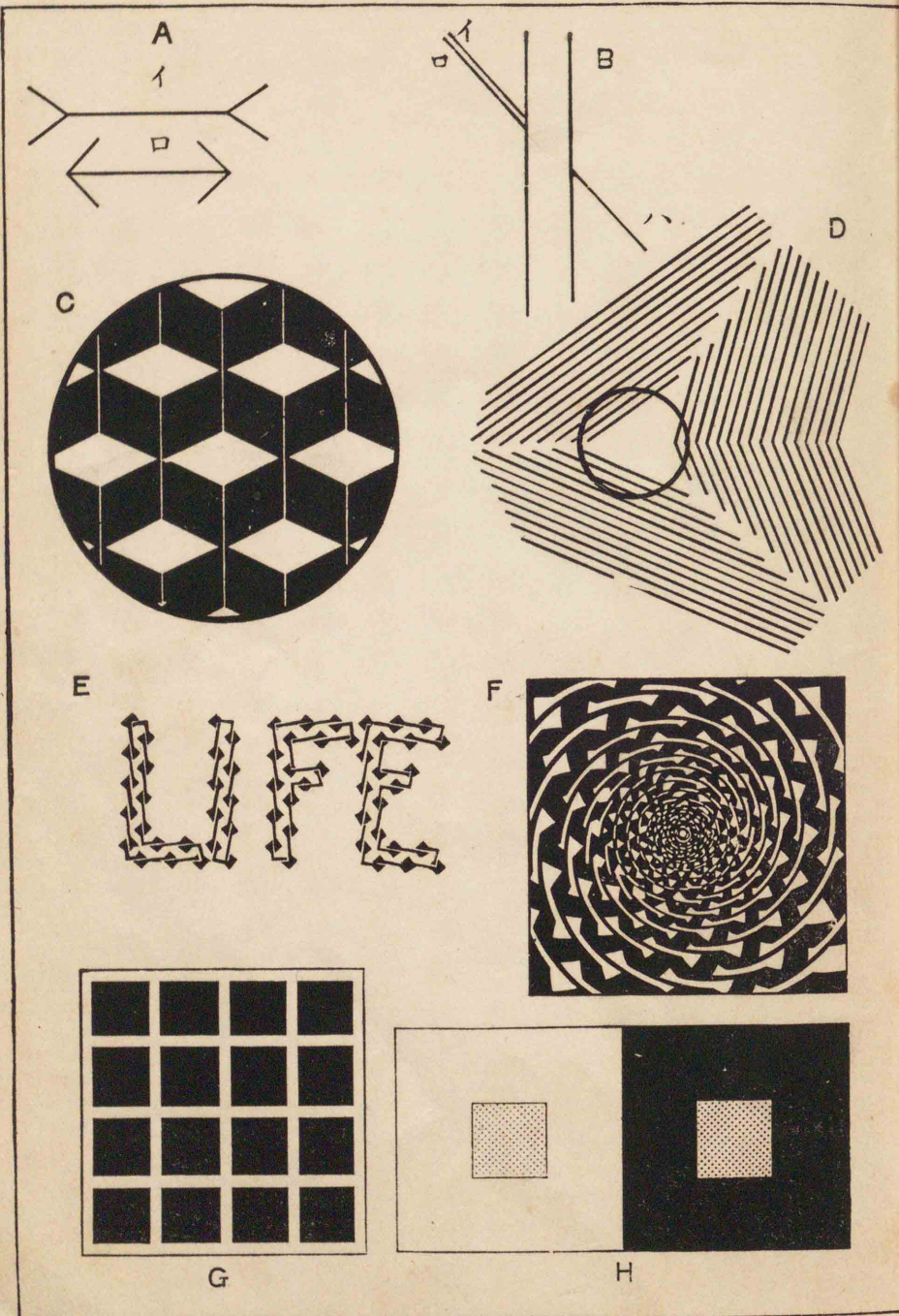
は、日常經驗から類化するためである。印刷に誤字があつても意味が解るのも亦同様である。

意識が能動的に働いて感覺及び觀念の要素を結合するのは統覺である。統覺はまた注意の作用によつて、心的内容を結合するところである。その初歩の結合は二つの心的内容を相互に比較、連關して、その間に一致若しくは差別を確定するものである。その複雑なものは、内容の要點を總括して論理的關係を明かにし、思考作用を發展させるものである。

我々は屢外界の事物を誤つて知覺するところがある。これを知覺の錯誤と云ふ。知覺の錯誤には二種類ある。或る刺戟を誤つて知覺するのを錯覺と云ひ、刺戟が無いのに宛も或る事物が存在する如く認知するのを幻覺と云ふ。



比對び及視錯





他の列車が動き出したのを我が列車が動き初めたと感じず  
るのは錯覺で、精神病者が現實に無い事を口走るのは幻覺  
である。

錯覺は精神状態の興奮した時、疲労した時に多く起るもの  
であるが、正常なる感官をもつ者にも避け難い錯覺がある。  
空間知覺に於ては眼筋の運動することによつて生ずる感  
覺がその原因となり、時間知覺に於ては同拍子内の強弱音  
の關係がその原因をなすことが多い。

#### 兒童と知覺

兒童は生後六七箇月で簡単な空間知覺を調整すること  
が出来る様になる。然し少し遠い事物になるこ、かなり年  
を重ねても空間知覺を誤ることが多い。兒童の圖畫が遠  
近法に於て錯誤が多いのもこれによるのである。

時間の知覺は兒童の最も困難とする所で、その長短、前後



は屢混亂される。而して直觀の練習の重要なる所以も亦こゝに存するのである。

### 第八章 觀念

觀念

或る事物を知覺した後、直接にその事物を見たり聞いた  
りしなくても、その物を意識に思ひ浮べる事が出来る。こ  
れを觀念と云ふ。

知覺と觀念

即ち觀念は嘗て知覺されたもの、再現であつて、知覺の  
時に見られた要點は、觀念の上に再び現はれるものである。  
然しその完全、精密な點に於て、觀念は知覺に及ばない。

觀念は能動的であるが、知覺は受動的である。觀念の繼  
續は注意によるのであるが、知覺の繼續は刺戟によるので  
ある。

觀念の聯合

一定の事情の下に經驗された二つ以上の事柄は、その後  
その一つの觀念が意識に再現される。他の觀念をも再現  
させることがある。かく二つ以上の觀念が相互に喚起さ  
れる様に結合されたものを觀念の聯合(聯想)と云ふ。

接近律

觀念の聯合は接近律と類似律との二法則で説明するこ  
とが出来た。接近律は意識中にあらはれた事物と接續し  
て經驗したところのあるものを聯合するもので、「いろは」を  
誦讀したり、或る事物を見てその名稱を思ひ出し、又は名稱  
によつて事物を思ひ起す如きはその例である。

類似律

聯合によつて未だ嘗て經驗しないものを意識の中に喚  
起して來ることがある。この場合聯合の連鎖となるもの  
が事物相互の類似であるならば、これを類似聯合と名づけ  
る。例へば女性の美しさによつて花を思ひ出す如きであ



る。

觀念の聯合する場合を擧げると左の通りである。

一、同時に若しくは繼續して結合された刺戟印象。

二、嘗て屢聯合したところのある心象。

三、最近に聯合したもの。

四、刺戟若しくは印象の強いものは他よりも強く聯合する。

兒童の聯合は早くから發達するもので、兒童の推理の初

歩をなすものであることも言はれて居る。ジェームズ教授

は次ぎの如く言つて居る。「兒童は聯合の小機械である。

教育は事物の間に聯合を作り、一定の活動傾向を組織する

ことによつて成立する。而して聯合が豊富になるに従つ

て外界への適應が愈完全になる」と。教養の任にある者は

よく注意して兒童の悪い聯合を棄て去る様にし、善良な聯

兒童と觀念  
の聯合

合を導く様に心掛けねばならぬ。

元來我々の精神が一つの物から他つ物に推移する有様

は非常に多岐である。意識内容は何れの方向にも聯合す

ることが出来るのであつて、到底法則によつてそれを豫知

し得ないのである。然し或る刺戟若しくは印象が暗示こ

なつて、我々の思想に或る徑路を作るのは普通の事である。

例へば「いろはに」云へば「ほへこ……」と聯想し、「いろには」

云へば「見えねご……」等の類を聯想する様なものである。

良い暗示を兒童に多く與へることが教育上價值あるのは、

これによつても明瞭である。

兒童は未だ經驗が乏しく、觀念の内容も少く、判斷が不明

確であるが、一方には却つて詩情の豊富なるを示すことが

ある。我々は兒童の精神に有用な聯合の系統を作る様に



しなればならぬ。

### 第九章 記憶

記憶

嘗て經驗した意識状態は、一定の條件の下に同様の形で再生されるものである。かく過去の経験を再生する精神作用を記憶と云ふ。

記憶は經驗、把住、再生、再認の過程を経て成立する。或る事柄が我々の意識の内容となるのを經驗と云ひ、一度生起せる精神作用が外部の條件の有無に係らず保存されて居るのを把住と云ふ。一度神經細胞に生じた活動は、未だ生じたことのない他の興奮による活動よりも容易に活動し得る習慣性をもつものである。かくの如き過去の意識内容が再び現はれて來る現象は之を再生と云ふ。而してこ

記憶の方法

の再生されたものが過去の經驗と同一であるを判断する作用は再認である。即ち記憶はこの四段の過程を経た過去の經驗の再生である。

記憶するのに最もよい方法は、論理的に事物を理解するここである。論理的に一般法則を理解するならば、多くの事實はこれによつて聯想し得るからである。例へば光線屈折の理を知つて居れば、凸面鏡、凹面鏡の像が如何なる所で結ばれるかを容易に考へ得られる如きである。若しこの一般の法則を知らない時は、以上の場合の結果を機械的に記憶しなければならぬ。人爲的に記憶の方法を工夫するのは、何等論理的關係のない事實を記憶する時に應用すべきである。例へばスペクトラムの色の順序を記憶する様な場合の如きがそれである。



記憶と年齢

記憶力は年齢により男女によつて強弱がある。實驗の結果によると、學齡兒童は成年者よりも記憶力弱く、年齢と共に次第に強くなつて行き、二十歳より三十歳位まで上進する。男兒は十歳頃に數の記憶が發達し、十二歳頃には言葉の記憶が著しく増すものである。女兒は十二歳位に特に著しく發達し、機械的記憶は男兒よりも優れ、増進の割合も著しいものである。

記憶力の減退は三十歳以後で、その初めは極めて徐々である。健康の人ならば五十歳頃まで殆ど變化しない程である。また平素記憶の習慣ある人は、五十歳以上になつても記憶力が衰へるものでない。記憶が悪くなる兆候は新しい印象を受納することが困難になると同時に、貯へられて居た内容を次第に忘却することである。而して新しく

記憶の條件

經驗したものは古い經驗よりも早く失はれる。

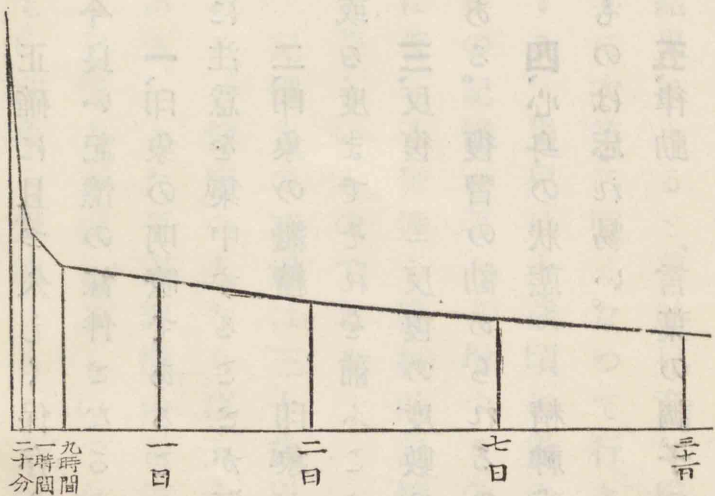
正確に且つ久しく保存するのは良い記憶の特長である。今良い記憶の條件となるものを左に掲げる。

- 一、印象の明瞭であること 心的活力強く、一つの事柄に注意を集中することが肝要である。
- 二、印象の繼續 印象が弱くともその事が永く續けば、或る度までそれを補ふことが出来る。
- 三、反復 反復の度數は多ければ多い程記憶に効力がある。復習の勧められるのはこれがためである。
- 四、心身の状態 精神或は身體が疲勞した時に學んだものは忘れ易い。

忘却

五、律動 言葉の調子のよいのは記憶の助けとなる。我々の記憶内容は時間と共に次第に變化し、終には經驗





忘却率の曲線 (時間経過による忘却率)

した内容が全く意識に再生されない様になる。かゝる状態を忘却と云ふ。忘却の遅速は事柄によつて餘程異なる。一度の見聞でも忘れ得ない事もあれば、數度の経験でも直ちに忘れられて仕舞ふ事もある。年齢、健康その他身體及び精神の様々の状態が忘却に關係あることも確かである。記憶する時に受納する事情がよい程忘れることが少く、

また遅いものである。一度記憶の内容となつたものは、繰返される度數が多いか、若しくは繰返す時の良い心身の状態によつて忘却を防ぐことが出来るものである。

### 第十章 想像

想像

想像は過去の経験を分解して一つの新たに聯合されたものを現はす作用を云ふのである。即ち想像は既にもつて居た意識内容に従屬するものであるけれども、新しく結合されたといふ點に於て、特別な高尚な心的作用を發展させるものである。

藝術の方面や科學上の新発見、その他あらゆる學術、技藝の進歩に於て、想像の發展はなくてはならぬ要素である。然しながらこれが或る適當な限界内に保てない時は、往々に



記憶と想像

して不良なる虚偽の傾向を誘發することがある。されば善良なる想像の指導は教育上極めて重要なことである。記憶は過去の経験の再生であつて、想像は精神内部の所産である。従つて記憶は過去の経験が何時起つたものであるかを示すものであるが、想像は全く自由に内部の理想を現はし得るのである。詩人が詩を作る場合の如きはよい例である。

経験と想像

想像は個々の觀念を結び付けて新しい形を作り出すが、個々の觀念は経験して得たものでなければならぬ。而して現實世界に存在する時間、空間の關係は、必ず想像の上にも存在すべき理である。想像が實際生活に活潑な力をもつて居るのは正にこれによるのである。ゴッダントは意識の態度に基づいて想像を二つに分けて居

受動的想像  
能動的想像

る。その一つは意識が想像の働くがまゝに委して居る場合で、これを受動的の想像(再生的想像)と言つて居る。その二は想像の構成の上に意志が干涉するもので、能動的の想像(構成的想像)と言はれて居る。天才の音楽家は鍵盤をうつこ自然に大曲をなすといふことである。藝術家、天才、學者等にこの受動的想像が多い。能動的想像は初めから一定の案によつて目的、順序を定め、意志の採決の下に想像を働かせるものである。諸般の發明、科學研究の工夫は何れもこの類である。

兒童と想像

兒童は早くから想像を働かせるが、三歳より九歳頃までの間は特に著しく發展する。それは兒童の遊戯によつても察することが出来る。遊戯の際には棒一本でも種々の役目をなすもので、玩具と實物とが餘程離れて居ても、想像



はその隔たりを補ふものである。また兒童の想像はその談話にもよく發表される。大さ、強さ、距離等は多く過大視してそれに愉快を感じて居るものである。

兒童の想像は年齢と共に次第に受動的より能動的に移つて行く。工夫は兒童の純能動的想像で、種々の創意、構想を與へる。圖畫や手工に最もよくそれが現はれる。この方面の想像は一精神作用に關するものでなく、兒童の全知能の發達と大なる關係をもつものであるから、これを適當に指導することが極めて重要である。

### 第十一章 思考

思考

經驗内容を比較してその異同を定め、その間に論理的關係を立て、法則を見出す作用を思考と云ふ。それ故觀念

思考の形式

そのものが聯合するまゝでは未だ思考と云ふことは出来ない。思考は雜多な事柄を比較し、總括し、統合せんとする統覺作用に基礎を置く所の觀念の聯合とも云へる。

右の説明から、思考は三つの形式から成立することが解る。即ち先づ聯合、比較することによつて判断の作用が成立し、判断の作用の結果として觀念の概括即ち概念が出來、判断と判断とを比較することによつて推理が成立する。我々はかくの如き思考作用を研究して、この作用が個々の人々に如何に發展するかを究める必要がある。

#### 一、判断

判断

判断は觀念の間に意義ある聯合を立てる作用を云ふ。眞正な判断は聯合することが故意であつて、論理的關係であるといふことの意識がなければならぬ。兒童の判断の



根本的のものは三段の順序を経る。第一は或る二つのものが一定の關係に於て經驗されること、その後もこの二つのものは同じ關係で現はれること考へられることである。第二はこの第一段の豫期に對する反對の事實が生じた場合、これによつて更に新しい聯關が生ずることである。第三はこの新たな聯關について或る決定を豫期し、最後の決定をなすのである。

兒童は最初たゞ機械的に判斷を受納するのであるが、次第にその意味を解し、これを肯定し、確實と信ずる様になるものである。判斷の階梯としては「虎は猛獸である」といふ様な判斷を注入することが教育上必要であるが、漸次自分から研究して、正しい根據の下に判斷する風を養ふことが重要である。

## 二、概念

概念

概念は類似した觀念群から共通な性質を總合した觀念である。論理上概念の成立にはおよそ左の四段階がある。

- 1 比較 種々の状態を觀察し考察すること。
  - 2 抽象 觀察された事物について、その事物の存在に必須な共通性質を捉へ、それを各事物の特異な性質から區別すること。
  - 3 概括 抽象したものの、共通主要點を以て一全體を構成すること。
  - 4 命名 構成された一全體を一定の言葉を以て發表すること。
- 言葉の内容をなす所の概念の特質を擧げるとき、その内容を定義と云ふ。



兒童の比較は表面的になり易く、特異な性質をも抽象、概括する虞がある。これを避けるには常に直觀を重んじ、適切な實例を用ひ、抽象の根據を正しく保持させ、簡明な言語を使用する様に注意しなければならぬ。一定の標準によつて分類、排列の練習をなさせることも有益である。

三、推 理

或る判斷から更に他の判斷を引き出すことを推理と名づける。換言すれば二個の判斷が共通の概念をもつことによつて結合され、新たに一つの判斷を作ることを云ふのである。かくの如き推理は二つの判斷と一つの結論とから成立するので、普通三段論法と言はれて居る。

例

大前提 凡ての花は萎れねばならぬ。

三段論法

推理

小前提 薔薇は花である。

結 論 故に薔薇は萎れねばならぬ。(定言的三段論法)

結論の主位となる概念をもつ前提を小前提と云ひ、結論の賓位となる概念をもつ前提を大前提と云ふ。而してその結合を媒介する共通の概念を普通中辭と云つて居る。

三段論法には尙ほ次ぎの如き種類がある。

大前提 若し薔薇が水を得ることが出来なければ萎れねばならぬ。

小前提 この薔薇は水を得ることが出来ない。

結 論 故にこの薔薇は萎れねばならぬ。

(假言的三段論法)

大前提 薔薇は紅か白か黄かである。

小前提 この薔薇は紅い。



演繹推理  
歸納推理

結論 故にこの薔薇は白でも黄でもない。  
(選言的三段論法)  
三段論法の形式には演繹推理と歸納推理との別がある。  
演繹法は一般から特殊に推理するもので、歸納法は特殊から一般に及ぶ推理である。

例一 演繹推理

大前提 凡て罪惡は嫌忌すべきものである。  
小前提 虚言は罪惡である。  
結論 故に虚言は嫌忌すべきものである。

例二 歸納推理

大前提 金、銀、銅は熱によつて溶解される。  
小前提 金、銀、銅は金屬である。  
結論 故に凡て金屬は熱によつて溶解される。

およそ知識の根據とする所は直観にあるが、兒童に對しては、よくこれらの材料を以て原因、結果を推理せしめることが大切である。即ち實例から法則若しくは理法を考へ、特殊から一般を推す思考を練り、或は法則、理法を個々の場合に適應させて考へる練習をすることが極めて肝要である。前提を充分に考慮しないで、輕々しく結論を下す様な習慣をつけてはならぬ。

第十二章 感情

感情

感覺や觀念は愉快若しくは不愉快の心持を伴ふのを普通とする。この心持を感情と云ふ。されば感情は單獨に發動するものではなくて、感覺が生じたり、觀念が起る場合に、それに對する意識の反動として發動するのである。意



感情の三方  
向

精神的感情  
と兒童

識上の經驗がないのに、唯快と不快とを感ずるものではない。

然し感覺と觀念とが感情の根據であること云ふものゝ、一定の感覺、觀念の下に、一定の感情が起ることは限らない。

感情は實際には種々複雑な状態を作つて居るが、その最も單純な根本の形式は快と不快とである。なほ興奮と沈靜、緊張と弛緩を加へて感情に三方向あるとも言はれて居る。これによれば我々の心に現はれる感情はこの三方向の結合によつて示されるのである。勿論感情變化の状態は數學的に示すことは出来ない。また人によつて感情の反應に精粗の區別がある。

一般に人は快を求め不快を避ける傾向がある。然し我々の行爲は社會と自分の境遇とによつて、必ずしもこの原

則と相容れない場合が生じて来る。こゝに於てか我々は先づ感覺から生じて来る快、不快を減じて行かうとする心掛が大切である。勿論我々は感覺上の快、不快を全く取去ることは出来ないが、この方面の快、不快は對比によつて始終變化するものである。我々はかゝる感覺的感情を狭めて、一方には益精神的活動の範圍を擴げ、高尚な精神的感情を向上する様にしなければならぬ。

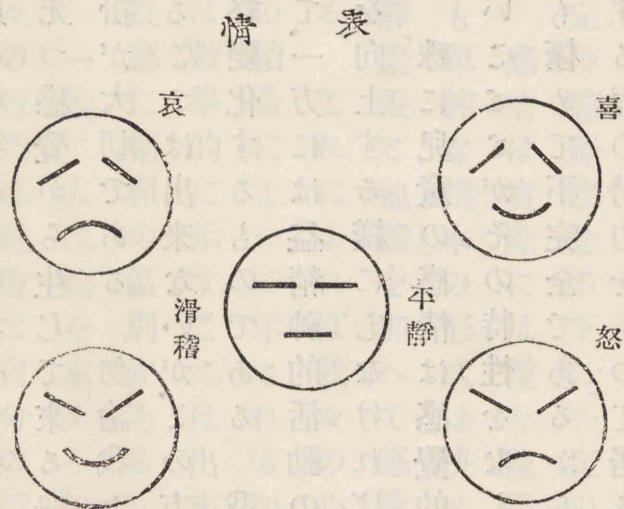
殊に兒童の感情は感覺的であるといふこと、變化し易いこと、その特性をなして居る。且つ兒童は意志の力も極めて不完全であるから、感情はその生活の萬事を左右する程の勢力をもつて居るのである。されば兒童の感情教育にあつては、特にこの感覺上の感情を減じて、高尚な精神上の感情を發達させる様にしなければならぬ。



第十三章 情緒

情緒

氣分



觀念に伴つて生ずる複雑な強い感情を情緒と云ふ。單純感情は感覺に伴つて生ずるものであつて、その強度に於て遙かに情緒に及ばない。情緒には恐怖、憤怒、喜悅、悲哀等の如きものがある。

天氣晴朗の時や身體の健全な時は何もなく晴々しい氣持で居ることが出来る。これは有機感覺と密接の關係があつ

感情と表情

恐怖

兒童と恐怖

て、この感覺を基礎として特別の對象なく起つて來るものである。これを氣分と名づける。

感情は身體の各方面に影響を及ぼすものであるが、筋肉の收縮弛緩、殊に顔面筋の弛張、血液循環等に著しく表出されるものである。かく感情と共に生ずる身體の變化を表情と云ふ。

恐怖

恐怖は自己を防衛し安全の位地に置かうとする觀念に基づく情緒で、最も早くから現はれるものである。

兒童は生後三四箇月で先づ音について恐怖を感じる。恐怖の感は先天的であつて經驗に先立つて現はれ、何等の機會がなく、また恐ろしいことを教へられなくとも感ずるものである。一般に兒童は新奇なものに對して恐怖を感



憤怒

じ、身體的、精神的兩方面の習慣上の安靜が破られた時に恐怖する。暗い場所殊に音が聞える時は非常に恐怖する。その外高所の恐怖、水の恐怖、雷電の恐怖、孤獨の恐怖等種々の恐怖がある。成年者の恐怖は意識的で、過去の經驗から危害を豫想して感ずるものである。恐怖の時は一般に前額に皺を生じ、眼は凝視し、齒の根が合はず、筋肉の痙攣を起し、冷汗を流す等種々の表情をなすものである。

憤怒

憤怒は自分に危害を與へようとするものを撃破せんとする情緒で、多くの場合不快を感ずるものである。憤怒には他から危害を受けた時直ちにこれに對して攻撃的の態

兒童と憤怒

度に出る場合と、徐々にそれを行ふ場合とある。而してこれを抑制すると憎悪とか嫉妬とかの情緒に變化するものである。

兒童は自制力が弱く、これを緩和し轉向する能力が乏しいから、憤怒する機會が非常に多い。また屢自分の欲望を遂行する手段として用ひることがある。俗に云ふ「我まゝ」の習慣はこれによつて助長されることが多い。憤怒の表情は呼吸が激しくなり、顔面が充血し、對象を凝視し、口角を下げるものである。

喜悅

自他の利得に伴ふ快なる情緒を喜悅と云ひ、悲哀の情緒と相對する。この表情は全身に活氣を呈し、拍手、雀躍等の無意味な運動を起し、顔面は光澤を帶び、口角が後上方に引



悲哀

き上げられ、笑を發するに至るものである。

悲哀

自他の不幸若しくは損害に對する情緒で、記憶、想像等に隨伴して惹起される。即ち過去の苦痛の經驗から將來の苦痛を悲しみ、或は病氣、不幸、失敗等の場合の様に想像、反省を入れることから悲哀を感じるものである。

悲哀の表情は一般に疲勞状態に似て、運動は不確實で力がなく、呼吸、言語は共に弱く、顔面は光澤を失ひ、眉根には皺が寄るものである。

以上の情緒は何れも身體的方面たる表情を轉換することによつて制御することが出来る。

兒童の情緒の中一番早く現はれるのは恐怖と憤怒とである。消化不良等消化器に疾患がある兒童は憤怒が病的

兒童の情緒

情操

にあらはれる。嫉妬や羨望は自我の感の發達と共に起るもので、その原因をなすものは兒童の競争心である。三歳頃になるごまた俗に「人見知り」ご云ふ羞恥の情緒が起つて来る。またこの頃になるご漸く自己ご共に他を知る様になつて、同情ごか愛情ごかを示すものである。

第十四章 情操

情操は最も高尚、複雑な觀念の構成の働きに伴ふ感情で、情緒の如く強い感情でなく、表情も微弱であるが、却つて永續する傾向がある。

情操を分つて知的情操、道德的情操、美的情操、及び宗教的情操とする。

一、知的情操



知的情操

科學研究の上から新しい發明を企て、或は未知の問題を解決しようとして心を砕く場合には、幾多の矛盾、疑惑、虚妄に出會ひ、或は誤謬、無効に遭遇することが起る。この場合に生起される感情は無論不快である。然し一度困難な問題の解決を得、或る理法の證明を得た時は、必ず快の感情を伴ふものである。我々はかくの如き感情を知的情操と云ふ。

この感情のあることはやがて眞理發見の原因ともなるのであつて、ヴァントはこれを以て知識の石膏であると言つて居る。

二、道徳的情操

或る行爲をなした時に自我を助成したと感ずる場合と、自我を毀損したと感ずる場合とある。また善行に快を感

道徳的情操

じ罪惡を嫌忌することは、多くの人の體驗する所である。我々はこの感情によつて排斥すべきもの許容すべきものを定める。この感情は道徳的情操と云はれるものである。道徳は特に社會環境と關係するものであるから、道徳的情操も獨り自己の上に限られないで、對社會の關係に於て起るものである。即ち自我の助成の感情と毀損の感情とは、進んで同情の働く場合に快を感ずる様に、他我の生活に發展するものである。また社會は道徳的情操の中最も重要と認められて居る義務の精神を發展させる唯一の機關であるから、兩者の關係は特に密接なるものがあると言つてよい。

されば兒童の道徳的情操を發展させるには、よく社會に於ける善の實例を経験させて、幼稚ながらこれが批判をな



美的情操

さしめ、自分にも一つの小さい規範を立てさせる様にすることが有効である。

三、美的情操

繪畫、彫刻、建築、音樂、詩歌等は或は形に、或は色に、或は調和に、或は知的感情に於て、我々に喜び、好み、厭ひ、嫌ふ等の情を生ぜしめるものである。この情を美的情操と云ふ。然し美的作品は唯色や形に現はれた所のみで喜ばれるものでない。その中には理想の表現がある。多くの人が美的作品に動かされるのはこの理想に伴ふ快の感情によるのである。されば自由に物を作り出す想像はこの情操にこつて最も重要なるものである。

四、宗教的情操

超自然的のものに對する渴仰、崇敬、信賴、祈願、感謝等の情

宗教的情操

は宗教的情操と云はれる。この情操の要素をなすものは從屬の情と敬虔、神秘の情とである。

自分の無力、無知、不徳を感じるのは從屬の情の原因となるもので、やがて完全なる人格、神に對する神秘、敬虔の情を起し、これに信賴する信念を生起させるものである。さればこの情操は自己の存在と宇宙の目的、本體と互に關係して居るといふ感じを起させる。

これらの情操はそれ／＼人生の理想たる眞善美、聖に對して起るもので、利害を超脱した純粹のものであるといふ特質をもつて居る。

第十五章 意志

反射運動、本能運動、習慣運動等は意識を働かせて行ふも

意志



衝動と欲望

のでなく、機械的に行はれるものである。これに反して或る目的を立て、方法を選択して意識的活動をなさしめる作用を意志と云ふ。

目的を意識することなく、若しくは自ら働かうと云ふ意識なく活動することは衝動であるが、進んで一定のものを目的とする努力状態は欲望と云はれて居る。欲望は聯關の傾向をもつて居り、且つ相互にその強さを増させる働きがある。婦人が衣服の美を好むと共に髪飾をも好むことのあるのはその類である。欲望が盛になることこれに打勝つことは極めて困難である。

動機

欲望より更に一步を進めて價值の上から目的、方法を考へ、その實現の可能、不可能を考察し、或る目的に向つて意志の決定をなすことがある。この目的として決定された觀

行爲

念は特に動機と云はれる。動機は物體運動の原因の如く行爲の原因となり原動力となるもので、その際に思慮と選擇とが必要の條件となる。然しそれだけでは未だ意志を全うしたと云ふことは出来ない。その計畫を實行して目的に適合したか何うかを見なければならぬ。即ち意志作用には欲望、思慮、選擇、實行の四段階がある。

或る目的觀念が一度動機となつた上は、必ず實行に現はれる所の性質をもつものである。而してその實行に現はれたものを行爲と云ふ。されば意志は一つの精神作用であると同時に、必ず運動に現はれる性質をもつて居る。

或る觀念が心の中に生起された場合、それを意識しないでその觀念に關係ある動作が起ることがある。この動作は無論觀念だけで起るのであつて、意志が作用して居ない。

觀念運動



強迫觀念

従つて行爲ではなく普通觀念運動と云はれて居る。  
 また或る觀念が強迫的に精神の中に入つて來て、今迄の  
 觀念の進行を妨害し、不快、不安の情を起し、苦悶に陥ること  
 がある。專念讀書をするつもりで何時か他の事を思ひ浮  
 べる如きは、その程度の低いものゝ例である。これを強迫  
 觀念と云ふ。この觀念の強い時は、その非理なることを知  
 りながら、終に壓倒されて、諸種の行動を敢てすることがあ  
 る。所謂窃盜症、放火症の如きは、その例である。

兒童と意志

兒童は特殊の目的なく、反射的、本能的に運動をする間に  
 一般精神作用を發達させ、二三歳の頃歩行し得る様になる  
 と、或る物を意欲し選擇する様になる。思慮も亦その頃に  
 なれば相當に働く。  
 兒童の注意作用はその状態によつて兒童の意志作用と

見られることがある。尙ほ一般に筋肉の發育と意志の發  
 達とは相伴ふものであつて、意志の實質を決するものは筋  
 力であることへ云はれて居る。

第十六章 個性

個性

人は感覺、感情、思考、意志等の作用の上に各特殊の傾向を  
 もつて居る。これをその人の心的特質若しくは個性と云  
 ふ。

觀念型

個性的差別を生ずる一つの原因は觀念の型である。型  
 と云ふのは感覺中樞の天賦的性向と環境の影響及び習慣  
 とによつて、精神生活の上に現はれた一定の傾向である。  
 觀念型は一般に視覺型、聽覺型、運動感覺型及び混合型等  
 に分類されて居る。視覺型は知識の收得又は記憶などを



する場合に常に視覺に訴へようとし、或は凡てのものを視覺化して考へようとするものである。聴くよりも讀む方が早く覺えられると云ふ様な人はこの型に屬して居る。視覺型と共に頗る多いのは聽覺型である。書物を讀むにも音讀をなし、記憶の場合にも聽覺に訴へ、思考する場合にも獨語をする様な人はこの型に屬して居る。運動感覺型の人は運動から生ずる努力の感覺に基づいて記憶し學習するもので、覺える際にも先づ一度紙に書き現はして見るものである。視覺と運動感覺とを一様に利用する様なものは混合型である。

純粹に單一の型に屬する人は極めて少數で、百人中十一人位、他は多く混合型である。二種混合型の數は百人中五十人位の割合である。されば兒童の教育には話すこと、聞

知能の相違

くこと、見ること等、諸種の方面に意を注がなければならぬ。記憶、注意、思考の個々知能の相違からも個性の別を生ずる。記憶には迅速、遲緩、受納、保持、復現等の諸性に於て各差別がある。注意には集中性、分布性、散亂性があり、思考には分拆性、綜合性がある。

氣質

情緒を中心として行爲の上に現はれる個性の特殊の傾向を氣質と云ふ。氣質は普通左の四種に分たれる。

**1 膽汁質** 興奮することが速く且つ強いのである。

この氣質の人は意志が強く果敢であつて、勇氣に富み、態度も活潑である。然し短氣で怒り易い。

**2 多血質** 興奮することが速いけれども一般に弱い。快活であるが持続性に乏しく、氣が變り易い。熱し易く冷め易いのを特質とする。



**3 神經質** 興奮することは遅いけれどもその度は強い。持続性に富んで舉動も沈靜且つ周到緻密である。知力、思考力も特に優れた者が多い。然し氣むづかしく、癩が強、憂鬱に傾き易い。

**4 粘液質** 興奮することが遅く且つ弱い。遲鈍にして態度頗る緩漫、物事に動じないで、沈着の長所があるけれども、知能の劣等なる者に多い。

知能及び材能の上から個性を見る時は、天才、凡才、低能の三種に分つことが出来る。然し一方に特に優れた能力があつても、他の方面にまた著しい缺陷のあることがある。従つてこの段階は實際に於ては多様である。

更にこれを男女について考へると、知的活動は女子が男子よりも早熟で、記憶、想像には特に敏に、推理には短である。

材能の相違

男女の別

感情は女子の方が強く、意志は男子の方が鞏固である。而して心的活動全般に於ては男子が優れて居るが、特殊の方面に於ては女子に優れた所が見られることもある。個性は尙ほ境遇及び教育によつて後天的に助成されるものである。されば個性を善く指導するのは教育の大なる仕事であつて、家庭及び学校の内外に於ける兒童の動作を觀察し、個性に應じ、一面にはこれが監督を忽せにせず、擁護と善導とに努めなければならぬ。

第十七章 人格

過去の有意的、選擇的活動は度々繰返される。或る一定の行爲に傾き易い習慣性を得る。この習慣性が品性である。されば品性は意志が充分に發展した状態である。云

品性



人格

ふここも出来る。教育は品性が作られることを豫定して居る。而してそれがためには獨立、勇氣、忍耐等は極めて必要の條件であつて、自ら信ずる所を守り、それによつて個々の行爲が導き出される所に品性が成立するのである。

個性と品性とは同一のものでない。個性は一言にして言へば天賦と經驗とによる精神的方面の特異なる傾向で、品性は道徳的内容をもつ強力なる意志の全傾向を云ふのである。

人格は自己決定の力によつて自我が統一される様になつた状態で、品性陶冶の目的は實にこの人格を發展せしめるためである。されば人格は必ず品性を豫定するもので、感覺、感情、思考、意志等のあらゆる働きが道徳目的によつて

人格の分裂

統一されたものである。従つて眞正なる品性はやがて人格であること云ふことが出来る。

幼兒は初め僅かな經驗から臆氣ながら母なる人格を認め、自ら手足を動かして他を模倣する頃から他人と異なる自己の人格を認め、進んで知情意の精神作用をもつ自己以外の人格を認める様になる。されば人格觀念の發達は社會と分離して考へることは出来ない。

人は自己の人格を重んずること共に他の人格をも尊敬しなければならぬ。各人共に人格は手段でなくそれ自身目的である。家庭生活にあつては勿論、それ以外の社會に對しても常にこの事を考へなければならぬ。

人格意識の病的障礙の中に人格の分裂と云ふのがある。これは一人の人で居ながら時を異にして二人以上の人



なす様な變つた性質の行動をなすものであつて、かの狐憑病と稱する病的現象はその一例である。然し人格が統一的のものであるといふところがこれによつても明白である。

### 第三篇 教育

#### 一 家庭教育

#### 第十八章 家庭

家庭

家庭は家族が相寄つて最も親密に協同生活を營む樂園であつて、骨肉の愛情から組織された所の小規模の社會である。人格が社會と離すことの出来ない關係にある如く、個人

社會の單位

は各獨立の價值をもつとは云へ、その幸福と満足とは多く協同生活によつて得られるものである。されば人はこの世に生れて直ちに家族の一員としての幸福を享有すること共に、既に成人して社會に優越な地歩を占めても、家庭生活は人生に必要な根本條件となるのである。  
家庭を組織する家族各員の協同生活は、愛情と和樂とを基礎として、各その分を守りその任を盡す所にある。家庭が社會の單位であること云ふのも亦これに基づくのであつて、兄弟姉妹が互にその人格を陶冶することは、やがて將來の社會生活、國家生活の素地を作るものである。若し家こいふものがなくて、家庭に於ける子女の教養が不可能になつたならば、社會の蒙る災害は正に測り知られないものがある。實に家庭生活は自然的生類たる人を文化的生類た



家族制度

らしめる必須の條件である。殊に我が國は家族生活を基として成立して居るのであつて、その家族制度は現在の家族を中心とし、過去、將來の家族を包含するものである。従つて家庭には歴史がある。夫れくの家系、家風、家憲といふものがある。これらのものは何れも家庭生活の屬員たる兒童の教育上の權威ともなり、方針をも定めるものであつて、家系、家風を重んじ、祖先の靈を祀り、一家の歴史、名譽、福利を増進することは、やがて家族生活に立脚する我が國の國家精神を發揚する所以である。

家には少くとも家風がある。この家風の整頓されて成文となつたものを家憲と云ふ。家風と家憲とは何れも家族に向つてその服従を要求する。

家庭の教育者

されば我が家族生活は實にまた我が國民生活の基礎であつて、國民としての教養の根源は全く家庭に存して居る。この意味に於て、家庭の教育は人を作り國民を養成する上に甚大な影響を與へるのである。

家庭の長上は幼者に對してはその教育者の地位にある。父たり母たる者の指導如何は子女將來の生活に大なる關係がある。前述の如く家庭は愛情によつて結合し、父母の愛育によつて家庭教育は成立する。若し家庭が圓滿でなければ家庭の意義は全く破壊され、純潔なるべき子女の心も攪亂されるに至るであらう。

次に家庭によつてはその境遇、地位、職業の上から、或は日々の生活のために、父母が親しく子女教養の任に當ることの出来ないことがある。斯かる場合は家庭教育上悪い



結果を來すものである。歐米諸國には養老院、施療所、養育院、托兒所等がよく設備され整頓されて居るが、我々は徒らにそれ等を羨望することなく、更に之を側面から觀察し、實際社會の真相に思ひ到らなければならぬ。由來性行不良の徒は、多く圓滿な家庭に育ち得なかつたり、不健全、不自然な家に養はれたものが多いのである。

かの尼將軍として鎌倉幕府の實權を握つた頼朝の妻政子は、公生涯には成功したものであるかも知れないが、その子頼家や實朝は何れも不幸な死に遭遇して居る。政子の六十八年間の家庭生活は、多く慘憺たるものであつたと同時に、その一生が眞に幸福であつたかどうかも容易に判斷されるものではない。

實に人は生れると同時に家族の一員として家庭生活の自然の教育所に培はれ、その中に成長するものである。從

家庭教育の時期

つて家庭教育は最も早くから始まり、且つ最も長く繼續される。殊に乳兒及び幼兒の間は専ら家庭に於て生活するのであるから、この時代の教育は全く家族の間で行はれると云つてよい。またたこひ學校へ行く様になつて後も、家庭の教育は必ずや學校教育と並行すべきものである。

### 第十九章 母

家庭に於ける教育者は主として父と母とであるが、殊に母は子女に接する時間が最も長く、感化、影響を與へることも大きいのであるから、従つてその任務は極めて重い。即ち母は家庭教育の中心であつて、子女の最良の教育者である。ペスタロッチの言葉にも、家庭は最良の教育所であり、母は最良の教育者であるといふのがある。また詩人

母



母の愛

シルレルは、如何な藝術も母が子を抱いて居るものには及ばないと言つて居る。  
 教育は先づ母の愛に始まるものである。幼児は先づ母の純眞な自然の愛情の手に養はれ、温い懷の中で乳と共に母の性質までも吸ふのである。  
 母の愛はやがて子の親に對する純眞な愛情の基礎となつて、父母に向つては信賴、感謝の心を起させ、兄弟姉妹の間には友愛の心を起させる。されば幼児は先づ最初の教育所たる家庭で、母の愛育の下に道德心、宗教心の根を植ゑられるものである。

明治天皇御製

たらちねのみおやの教あらたまの年ふるまゝに身にそしみける

母は家庭の中にあつて朝夕最もよく子女に接し、子女の

中心となり、家庭に於ける最上の教育者であるから、子女たるものはまた母を最も重んじて居る。これ母の影響、感化が有形的にも無形的にも子女に有力なる所以であつて、母の行動が幼児の心身を形成する上に第一の標準となるのもこれによるのである。子を見て親の如何がわかるこいふところがあるが、母は幼児の教育に特に優れた天稟をもつては、いへ、母として自己本來の心身の資質そのものを以て子女を教養する心掛がなくてはならぬ。  
 然し母の子女に對する自然の愛情は、動もすれば我が子の立場に同情を寄せ過ぎ、その愛に溺れ、却つて子女の前途を害ふところがある。

明治天皇御製

いつくしこめづるあまりに撫子の庭のをしへをおろそかにすな



父

子供は實行することによつて多く教育されるものであるから、一家の主宰たる父を初めとして、朝夕家庭にあつて子女に接する家族は、また等しく家庭教育の上に大なる力をもつものである。

祖父母

祖父母は父母に次いで幼兒の躰に影響、感化を與へることが大きい。殊に孫は子よりも可愛いと云はれる如く、兎角祖父母はその孫を愛し過ぎて、祖母の手に育てられたものは、屢我儘となり薄志弱行となるものである。祖父母と父母とは兒孫教養についてよく意見を一致せしめ、一定の方針の下に躰をすることが肝要である。

兄弟姉妹

次に兄弟姉妹も互に影響し合ふものである。就中兄弟は弟妹に對して生活の活模範となる。最後に同一家庭の中に起居を同じくする僕婢等の子女

僕婢

に及ぼす影響も等閑視してはならぬ。母たるものはよく之を監視し指導して、その宜しきに從はなければならぬ。乳母を雇ひ、家庭教師を依囑する場合にも、よくその選擇と效果とに注意することが肝要である。

昔から「子を見ること親に如かず」と言はれて居る。母たるものはよく我が子の長所、短所、偏癖、性向等を明察し、その將來を考へて教養に力を盡し、母性の天職を全うせねばならぬ。如何なる英雄も賢哲も嘗ては母の懷に哺育せられたものである。

### 第二十章 身心の發達

兒童の身體は大人の身體を小さくしたものでなく、その組織、鈞合、機能等も決して大人の身體の規模を小にしたも



のご見ることは出来ない。大ざれば兒童の教養にはまた特殊の注意を要する。

兒童身心の發達は甚だ複雑であるが、便宜上その主なる變化の情況を標準として、左の四期に分つことが出来る。

乳兒期 (滿一歳まで)

幼兒期 (二歳—六歳、小學校に入學するまで)

兒童期 (六歳—十四歳、小學校の時期)

青年期 (小學校卒業より成人に至るまで)

一、乳兒期

兒童は生後滿一年の間に他日成人となるに必要な總ての準備をなすもので、その發育は非常に盛なものである。

乳兒はその出生の當時は平均八百六十七匁の體重をもつて居り、人乳を以て養育されたものは滿一年後には平均

乳兒期

體重

二貫三百八十七匁となるのを普通とする。その體重は五箇月に最初の體重に二倍し、滿一年後にその體重に三倍するものであると云はれて居る。然るに牛乳若しくは他の食餌によつて育てられたものは、滿二年後に體重が三倍になること云ふことである。

身長  
初生兒の身長は平均一尺六寸一分で、滿一年後には平均二尺四寸二分に達する。即ち身長増加は大體八寸位である。

頭圍、胸圍

初生兒の頭圍は男兒は一尺一寸二分、女兒は一尺一寸位である。一年後には平均三寸六分増加する。胸圍は男女共一尺七分位で、滿一年後には平均四寸三分増加する。即ち生れた時は頭圍の方が胸圍よりも大きいのである。

その他

乳齒は男女共平均生後七箇月位で生えるのを普通とし、



歩行は早いものになる。十箇月で初まるが、多くは生後一箇年位で歩ける様になる。運動は初め秩序なく、哺乳、嚥下、瞬目、號泣等、自發的、反射的のものに止まつて居るが、六箇月頃には頭首等を正しく保ち、眼と手とを有意的に動かし、八箇月になれば坐る様になる。

### 二、幼兒期

幼兒の體重は五歳の終りに生時の五倍となる。云はれて居る。滿六年に於ける體重、男兒は平均四貫四百匁、女兒は四貫二百六十七匁である。身長が生時の二倍になるのは五歳から六歳までの間で、六歳に於ける身長、男兒は平均三尺三寸九分、女兒は三尺三寸八分である。而して四歳頃までは矢張り體重の増加が著しく、その後は身長の方が比

幼兒期  
體重

身長

模倣と想像

較的顯著に發達するものである。

幼兒は生れて割合に早く模倣の本能を示し、先づ言語を覺える様になり、三年頃から記憶の能力を生じ、比較、綜合をなし、思考の端緒を發するものである。この頃好奇心も盛んに働いて色々の事を質問する様になる。殊に模倣性、想像力とは學齡に到るまで特に卓越し、幼兒の知力、道德の上に缺くべからざるものとなる。

### 三、兒童期

兒童期の身心はまたその發達が著しく、特に九歳乃至十歳から急に盛になり、男は十四歳、女は十三歳に到つて一年に平均一貫三百三十三匁の體重を増し、男は十三歳、女は一歳で平均二寸の身長を増す。而して兒童期の終りに於て體重は略ぼ生時の十倍となり、身長は三倍となる。

兒童期

體重  
身長



精神

この期には兒童は既に就學して一定の仕事に従ふことになり、記憶力は益發達して保存の力が極めて強く、想像力は幾分精練されて、眞實なる事と眞實ならざる事を區別するに到る。知力と共に意志力も亦發達し、父母、教師の行爲を模倣しよく自制することも出来る。兒童期の終りには讀書力が發達し興味が発動する。

四、青年期

青年期

男子の發育の最も旺盛なのは十四歳を中心に、十二歳から十六歳に到る頃まで、あつて、それから二十歳乃至二十三歳位で本邦男子平均の成長の極に達する。女子は男子よりも少し早く、十二歳の頃を中心として十一歳から十四歳まで特に發育旺盛で、十七八歳頃女子としての成長の極に達する。

精神上の特質

これによれば女子は男子よりも二年程早く發育するため、十一歳から十四歳までは凡ての點に於て女子は男子に勝つて居る。學校の成績も男子を凌駕して居る。

以上の外、青年期には心臟及び内臓の機能が變化すること共に、腦髓にも變化が著しく、腦の微細なる部分、皮質部が特別發達する。

この頃の精神上の特質は、抽象的觀念が勢を得ること共に、個性的觀念が現はれ、高尚な想像、思考の作用をなすことが出来る様になる。感情の方面に於ても、感覺的、具體的のもの

を離れて、眞の美感をもつ様になる。然しまた一方には心に動搖が起り、心の働きの弱いものは虚言をなし、注意が散漫になり、疲勞し易くなる。また一般に自己感情が強く、虚榮心も強くなり、輕卒に斷定を下す



癖を生じ、保護、干渉に反抗し、權威あるものを無視せんとする傾向がある。

### 第二十一章 體 育

體育

體育の目的は完全な身體を作り上げるにある。身體の完全な發達は心意の發達を助成し且つこれが表現に役立つのみならず、實際生活上の利便をも増進するものである。されば上古ギリシヤの如きは國民の體育を以て國家の仕事となし、兒童を國立の教育所に入れて精神の修養と相俟つて鍛鍊的體育を課した。

家庭に於て特に體育の上から考慮すべき點は、榮養、運動、作業、睡眠等である。

胎教

子供の發育は既に母の胎内に於て始まるのであるから、

妊娠中胎兒の發育に故障があれば、生後決して完全な發育をなし得るものではない。されば母は先づ胎教の大切なところを考へなければならぬ。

母がよく衛生に留意し、飲食、衣服、起居、仕事、運動、休息、睡眠等を適度にするならば、そのよい結果は直ちに胎兒の上に見られるものであるが、殊にその起居の習慣、精神の安靜及び修養は、胎兒に影響するところが極めて大である。かの佛國の大作作曲家グノーは「母が乳ほごに音樂を吞まして呉れた」と言つて居る。またかの奧國の大音樂家モツァルトは胎教によつてその素質を得たとも云はれて居る。

およそ人が生活をして行くことは、必ずその間に自分の成分を消費して行くのであるから、これが補充として絶えず自分の成分を構成するものを攝取しなければならぬ。

榮養



## 運動

この作用を榮養と云ふ。  
 榮養が人の生存に緊要なることは論ずるまでもないが、特に幼時は成長期であるから、よく食物に注意し、一定の調理を行ひ、生活に必要な各榮養素を適當に攝取せしめることが肝要である。

幼兒期の初めにあつては、未だ運動筋肉の發育も充分でないから、自然の發達に適應し、出来るだけ自由に活動し得る様にすることが必要である。

幼兒期の末になれば四肢の筋肉も相當に發達するから、出来るだけ戸外で運動させるがよい。特にこの頃になると友達と遊戯をする様になるから、よくこれを利用することが大切である。

兒童期には愈自由な活潑な運動遊戯を戸外でなさしめ

## 睡眠

ることが必要である。遠足、相撲、水泳、氷滑、庭球、野球等は何れも兒童の快活なる天性を發揮させ、自由の間に規律を保たせ、よく兒童の體力を増進させることが出来るものである。

然し運動が過度であつたり、危険であつたりすることは却つて有害であるから、充分の指導を要する。

運動と相俟つて重要なものは睡眠である。「眠る子は育つ」と云ふ様に、初生兒は生後三箇月位までは毎日二十時間以上睡眠するもので、一日眠り通すと云つてもよい位である。六箇月後になれば一日の睡眠時間は二十時間位、四五歳の頃は十二乃至十五時間、七八歳より十二歳までは九乃至十一時間、十三四歳の頃は十時間位が通例である。



## 第二十二章 德育

德育

家庭に於ける躰の良否は、一生の運命を支配すること云つてもよい。幼兒は暗示に感じ易く、可塑性に富むから、有要、善良なる習慣をつける好時期である。德育の要は兒童の實際生活に於て自然に良習慣を養ひ、自律的の行爲をなさせるここに存する。されば日々の生活を規律ある様にし、食事、遊戯、起臥、秩序、清潔、行儀作法等に到るまで良習慣を得しめ、品性の基礎を築く様にせねばならぬ。

示範

德育の根本は家庭に於ては父母長上の人格、學校にあつては教師の人格に歸する。子女は長上の言行の暗示を受け、之を多く模倣するものである。されば家庭に於ける両親が口に千言萬語を費しても、言行一致といふここがなけ

訓誡

れば何等價値のないものになる。また示範は必ずしも現在直接に見聞き得る長上の行爲に限られるものではない。古來の偉人の言行も亦これに入れることが出来る。

訓誡の特長とする所は、既に多少事理を解する程度まで進んだ子女自らの判斷に訴へ、選擇の餘地を存して自律的に行動させる所にある。

然し兒童は尙ほ抽象的な思考をする程に發達して居ないから、具體的の事例殊に偶發的の事項を利用して訓誡を適切にし、兒童より進んで訓誡に悦服する様に仕向くべきである。兒童はこれによつて道德的判斷の力をすゝめることが出来る。

訓誡に際しては極めて眞面目に、心を平靜にし、決してその人格を無視する如き言動に出てはならぬ。



命令

兒童には自然の模倣性があるけれども、また一面に主我性があつて、我儘、強情の風に陥ることがある。されば個性を伸ばすことは無論大切であるが、一方に従順の氣風を養ふことも亦必要である。衝動的行動の多い兒童の行爲について、寛嚴宜しきを得た命令、禁止の手段を用ひることは、兒童將來の實生活の上に極めて有益である。

命令は必ず兒童の程度に適應せるもので、實行し得るものなることを要する。命令者たる父母の言行がよく兒童の模範となる時は、命令は短くて且つ有效になる。

兒童に干渉し過ぎる時は兒童は消極的となり、徒らに命令を事とする時は却つて依頼心を増長させるものである。また若し命令が二途に出づる時は兒童は矛盾、不合理を感じて、命令者の權威を無効にするものである。而して一度

賞罰

賞

命令したことは絶対に實行を要求しなければならぬ。賞罰は兒童の名譽心に訴へて、それに伴ふ快、不快の聯想から實踐に導く一つの手段である。

兒童は父母若しくは先生から稱賛の言葉を得た時に、非常に満足し、自信を強め勇氣を振起すものである。然し賞は屢重なるこそその價值を減じて仕舞ふものである。されば家庭にあつても、食物、玩具、書籍等の賞品を與へることは兒童の獎勵とはなるが、その大本の精神は兒童が父母の満足を最大の喜びとする様に考へさせることである。

罰

示範や命令、禁止が實行されない時は、罰を加へてもこれに従順ならしめ、その缺點を矯めなければならぬ。罰の目的は不當な行爲をなした兒童をして名譽毀損の不快、慚愧の感を抱かしめ、これによつて正理を悟り、善良に赴かしめ



ようとするものである。決して返報的のものであつてはならぬ。この點に於ては、兒童の外部的の良心も云はれて居る父母は、兒童の行爲の上に批判を加へ、兒童をして不當の行爲が許されないものであるといふことを意識させるのに最もよい地位にある。

罰には體罰、叱責、名譽の罰、自由の罰等がある。

前述の如く罰の目的は未來の改善にあるから、兒童が罰に對する時は、不當行爲に伴ふ正當な必然の歸結であるといふことを悟る様にしなければその効果は得られない。

罰を行ふ者はよく兒童の知力の程度を考へ、體質、性別、年齢、個性、氣質等を參酌し、從來の教育情況及び行爲の動機、種類を考へることが肝要である。

勤勞の精神を養ふために一定の目的の下に身體的勤勞

作業

即ち作業をなさしめることは家庭の躰として大切のことである。作業は遊戯と業務との間のもので、兒童をして働かせるものに興味をもたしめると共に、一定の結果をも得しめるものである。  
家庭の作業には玩具、學用品の整理、室内、庭園の掃除、花卉の栽培等がある。

### 第二十三章 知 育

學校でする様な知識、技能の教授を、早くから家庭に於て系統的に行はうとする者があるが、それは大なる間違であつて、系統的の知識、技能を授けるのは學校の仕事である。然し家庭生活の間に於ても知能の啓發を忘れてはならぬ。知能啓發の出發點は家庭の經驗にあるから、適當な機會

家庭の知育



ある毎に直観、記憶、想像、判斷、推理等を練磨し、凡てのものを正しく精密に觀察し、思考する習慣を作つて置く必要がある。就學前に於てはよく自然物に接せしめ、確實な内容、經驗を豊富にして置くことが家庭の務めであると言つてよい。

## 談話

家庭に於てなされる父母若しくは祖父母の談話、物語は非常に兒童の興味を惹くものであつて、兒童の教育の上で大なる感化、影響を與へる。所謂昔噺は成人の後までも印象を残すことがある程で、不知不識の間に兒童の道德意識を練磨させるものである。三つ子の魂百までも云ふ諺がある通り、兒童の精神内容の一部を構成すべき談話は、正に兒童將來の生活に價値の多い要素をなすものである。兒童に適當な談話には昔噺、童話、寓話等を初めとして、神話、

英雄傳、理科の説話などがある。

日月星辰その他自然についての不可思議な現象を多く材料とする童話、動物、植物等と人との交渉を説いてその間に教訓の意を含ませた寓話、自然の不思議を説明する神話等は、十歳位までの兒童に好まれるが、それ以後になると歴史的の英雄傳や理科的の説話等、事實に基づくものを喜ぶ様になる。

談話の形式、内容は共に兒童の程度に應じたもので、首尾一貫し、統一があり、快活に満足に結末を告げるものがよい。餘りに感傷的のものや慘酷に亘るものなどは宜しくない。談話と共に兒童の愛好するものは讀書である。幼兒も兒童も如何なるものが美しいか、如何なるものが高尚であるか、如何なるものが滑稽であるかを解し得るものである。

## 讀書



から、言語、文字を知る以上は讀書によつて趣味を養ひ、または精神的世界を建設して、人間生活、道德生活に關する見解を進めることは極めて大切である。

幼時には昔噺、童話、寓話を題材とする繪ばなしがよいが、漸次詩歌、物語、偉人、英雄の傳記、旅行記、理科書等を與へるがよい。談話と同じく感傷的のもの、餘り空想的のもの等は却つて甚だしい害になることがある。殊に多くの雜誌、課外讀物に耽ることは學業を怠る原因となるものである。

昔よりよしなき物語歌の事をのみ心にしめて、よるひる思ひて行ひをせ  
ましかば、いと加ふる夢の世をば見ずもやあらまし。

—藤原孝標女更科日記—

復習と豫習

豫習は學校で學ぶべきことを豫め用意することであつて、日々の課業の材料を前以て注入的に教へて置くもので

はない。復習は既に學んだ事柄を習熟することであつて、學校で學んだことをそのまま、繰返させることではない。學校へ行く様になつて、他の兒童と競争させるつもりで、長時間の復習なごさせるのは殊によくない事である。復習、豫習の要は、自學の風を養つて學習に對する興味を喚起することにある。

復習は學校で學んだ後出来るだけ早くする方がよい。また興味を喚起するために種々異つた形式で練習することには價值のあるものである。

豫習に於ては字引の使ひ方、問題の解き方等一般的に豫習の方法を指導するがよい。教科書の解説を與へたり、具體的の補助をなすことはよくないことである。

豫習、復習等の學習の時間は低學年に於ては三十分以内、

習慣



高學年でも二時間以内を標準とすべきである。

## 二 幼稚園教育

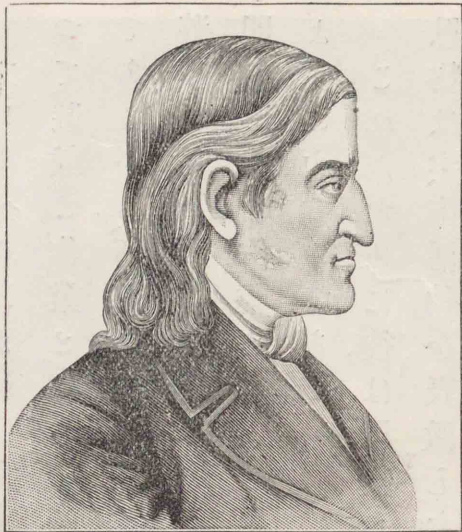
### 第二十四章 幼稚園

幼稚園は獨逸の教育家フリードリッヒ、フレーベル(一七八二—一八五二)の創めたものである。

フレーベルはチューリンゲンの或る一小村に生れ、誕生後まだ一年経たない中に母に死なれたので主に繼母の手に育てられた。然し彼の父は牧師をして居たので、常にフレーベルに對して神を中心とする宗教教育を施した。また彼の村は景色が非常によいので、フレーベルはその美しい自然の影響を充分に受けたのである。彼は一度エナ大學に入ったが、學資が續かないで中途退學し、暫くして

フレーベル

幼稚園



小學校に職を奉じ、初めて自分の天職を見出した。

フレーベルは一八二六年「人の教育」云ふ著述をなし、その趣旨に基づいて一八三七年にブランケンブルグに幼児の教育所を建て、一八四〇年にこれを幼稚園と名づけた。それは教育所を以て花園とし、幼児を草花にたとへ、教師を園丁になぞらへて命名したのである。

幼稚園はその後プロシヤ政府の誤解を受けて、一八四四年に閉鎖を命ぜられた。彼の事業はこれによつて頓挫したが、その死後彼の知己なるマーレンホルツ、ビューロー夫



フレールベルの教育上の意見

モンテスソリー女史

人の熱心なる奔走によつて、次第に各國都市に幼稚園の設立を見るに到り、我が國でも一八七六年(明治九年)東京女子師範學校内にこれが設立を見るに到つた。

フレールベルによれば、兒童の最初の表現は力の發表であつて、遊戯と作業はこの純なる力の發展を目的とするのであるから、新しい力と新しい生命とを與へるには、作業と遊戯とによつて終始しなければならぬと云ふのである。

即ち遊戯と作業とによつて主として手と目を練習させようとするのである。

これがために彼は恩物と云ふものを考へたのである。恩物は宇宙活動を表徴したもので、教授の手段として幼兒教育のため組織的に考案されたものである。

晩近伊太利羅馬のモンテスソリー女史は、日頃研究する

幼稚園の趣旨



モンスンソリー女史と少女

所の低能兒教育から一般兒童の教育に歩を進め、幼稚園を改良し、幼兒教育の主眼を幼兒の自由發動と筋肉感覺の練習とに置いて、諸種の教具を考案した。

本邦幼稚園に於ては、満三歳より尋常小學校に入學するまでの幼兒を教育することになつて居る。

幼稚園令第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス

但シ特別ノ事情アル場合ニ於



テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得

幼稚園は幼兒の家庭教育を補ふもので、その身心の教養に與り、心情を練り、善良の習慣を養ひ、身體の發達を助成しようとするものである。

されば幼稚園は小學校と異り家庭の代りとなるもので、家庭よりも一層教育的のものである。唯家庭に比し多數の幼兒を保育するのであるから、特に個性に對して注意する必要がある。また知識を授けることを目的とする所でないから、過當の要求を強ひることのない様にしなければならぬ。唯自發的の活動を導く様にするのが主眼である。

幼稚園令第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

家庭と幼稚園

幼稚園令施行規則第一條(抄) 幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副

ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ

故に幼稚園に於ては自然發達の法則を人間發達の法則の根柢として、幼兒の程度に應じ、活動本能を働かせ、内部のものを外部に發展させる様にしなければならぬ。而してこの活動性は幼兒の遊戯、唱歌、觀察、談話及び手技等に於て表現される。

幼稚園の教育は特に保育と云はれ、その指導の任に當るものを保姆と云つて居る。幼稚園の施設は保育室と遊戯室と遊園とから成り、何れも相當の廣さと設備とを必要と



第二十五章 保育法

フレール  
の保育の精  
神

する。

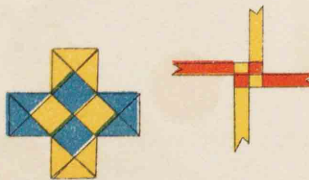
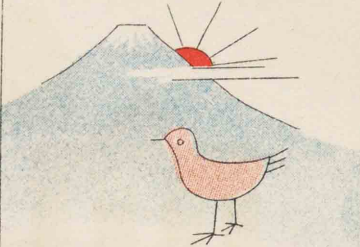
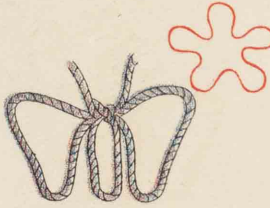
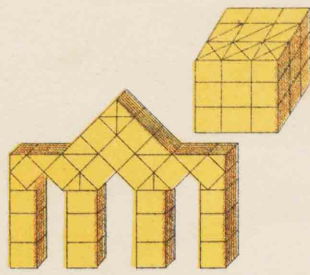

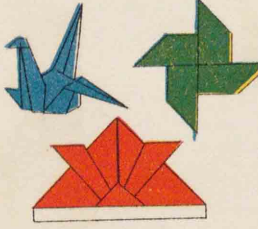
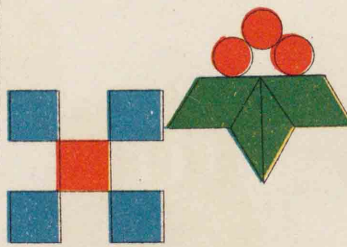
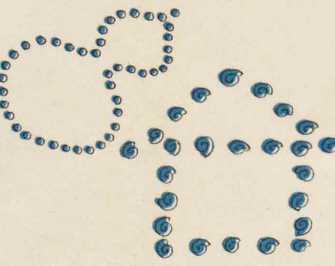
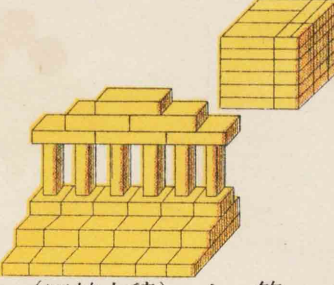
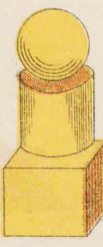
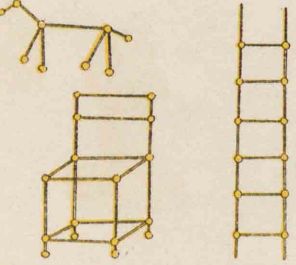
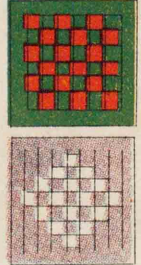
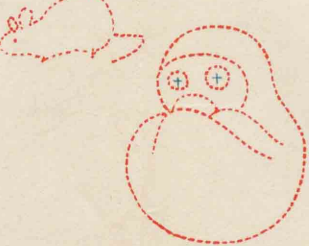
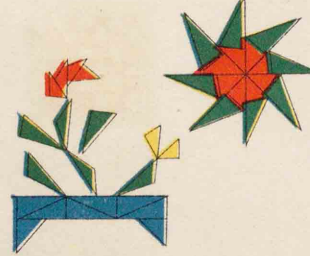
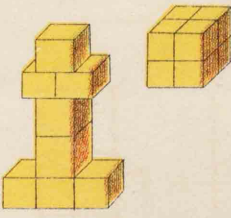
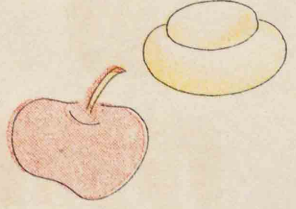
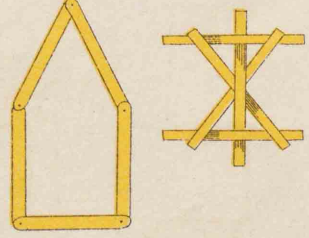
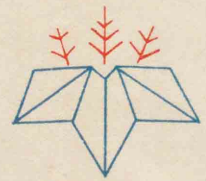
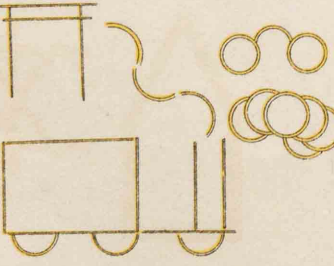
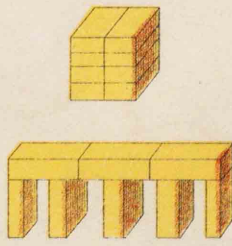
フレールは一八四三年幼稚園に於ける保育の精神について、次の如き報告書を出して居る。

「幼稚園は學齡前の幼兒を集めて、その性質に應じた働きをなさしめるものである。身體を強健にし、感覺を練り、漸く覺めかゝりたる精神を揺り動かして、自然と人とを觀察せしめ、特に幼兒の心情を正しく導き、凡ての生活の根本と一致する様にすることが必要である。」

これによつて見ても、幼稚園の保育が幼兒の自發活動性を發現させることを本質として居ることがわかる。而してこの幼兒の活動性は最もよく遊戯に現はれるのであつ



物 恩 の ル ベ ー レ ヲ

 <p>(み組紙) 七十第</p>	 <p>(方き畫) 三十第</p>	 <p>(置紐び及絲) 九第</p>	 <p>(三第木積) 五第</p>	 <p>(毬 六) 一第</p>
 <p>(み疊紙) 八十第</p>	 <p>(り剪纸) 四十第</p>	 <p>(べ排體粒) 十第</p>	 <p>(四第木積) 六第</p>	 <p>(體 三) 二第</p>
 <p>(工細豆) 九十第</p>	 <p>(り織紙) 五十第</p>	 <p>(し刺紙) 一十第</p>	 <p>(べ排板) 七第</p>	 <p>(一第木積) 三第</p>
 <p>(工細土粘) 十二第</p>	 <p>(み組板) 六十第</p>	 <p>(り取縫) 二十第</p>	 <p>(べ排環び及べ排箸) 八第</p>	 <p>(二第木積) 四第</p>

これによつて見ても、幼稚園の保育が幼児の自發活動性を發見させることを本質として居ることがわかる。而してこの幼児の活動性は最もよく遊戯に現はれるのであつ



て、遊戯は幼兒にとつて、極めて重要な意義をもつことになる。

フレイベルは遊戯を運動遊戯と作業遊戯との二つに分けて居る。前者では多く唱歌を交へながら行進、轉回、飛躍、舞踏等をする。後者には幼兒に花壇を與へて様々の草木を培養させ、別に卓上に於ける作業的遊戯の材料として、恩物と云ふものを考案した。恩物とは子供の自然性を發育するため、神が與へたものと云ふ意味である。

フレイベルの恩物は凡そ二十種ある。六毬、三體球、立方體、圓壘、積木(四種)、板排べ、箸及び環排べ、絲及び紐置、粒體排べ、紙刺し、縫ひ取り、畫き方、紙剪り、紙織り、板組み、紙組み、紙疊み、豆細工及び粘土細工である。

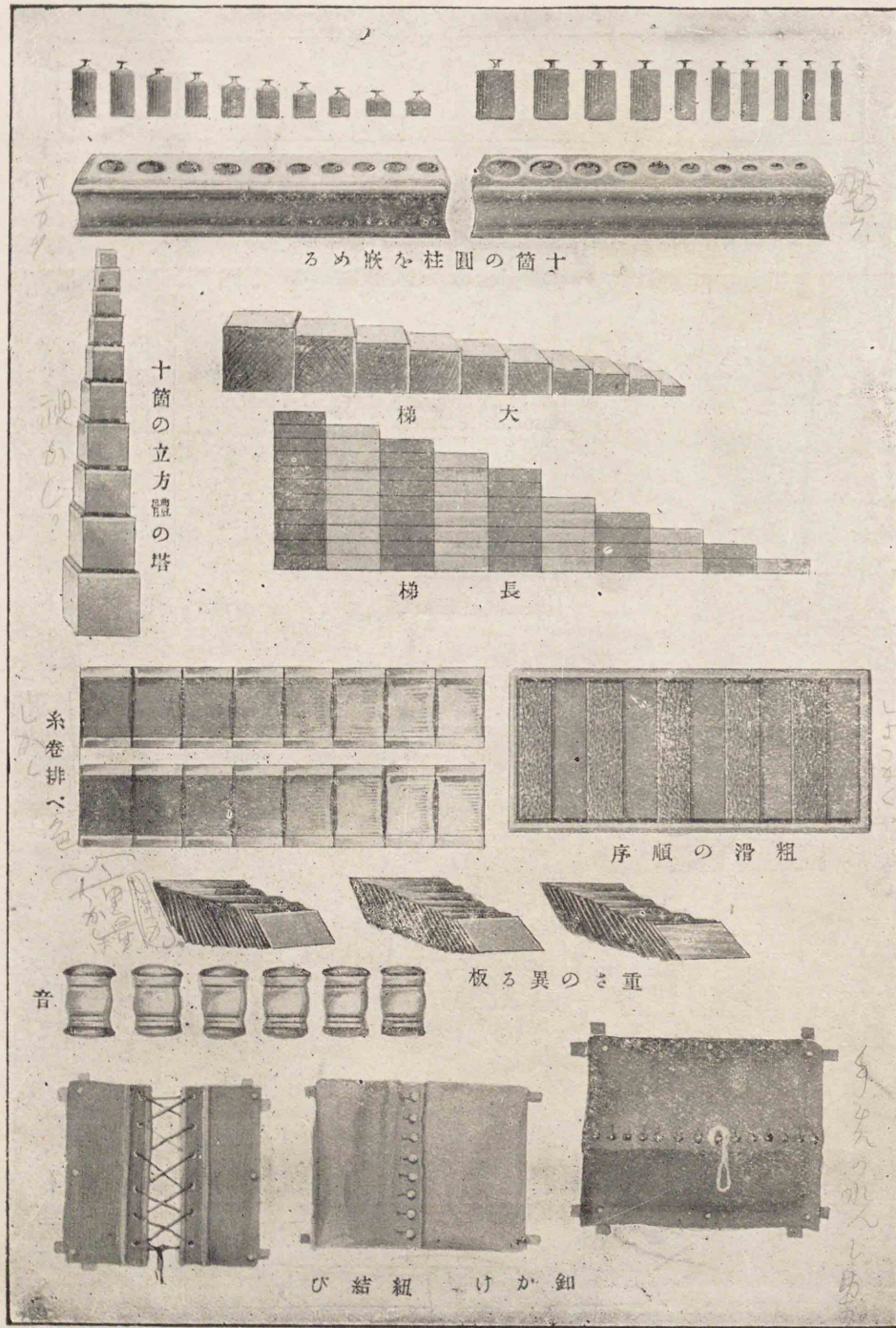
近年前述のモンテスソリー女史は、更に幼兒の感覺筋肉

### 恩物

モンテスソリーの遊具



具遊のーリソステンモ



練習のために、恩物に類似した遊具を考案した。例へば視  
 覺練習には直径と高さとの異なる十個の圓柱を與へて、これ  
 を穴の明いた木板に嵌めさせ、或は十個の立方體を與へて  
 塔を築かしめ、或は十個の木片及び角棒を與へて大梯、長梯  
 を作らしめ、或は色調と濃淡との異なる絲卷を順次に排へさ  
 せる。觸覺練習には砂紙、羅紗、絹布等を板に貼りつけたも  
 のを、粗滑の順序に配列させ、聽覺練習には筒の中に砂、穀粒、  
 小石等を入れて、その音により内部のものを察知させ、重量  
 知覺の練習には重さの異なる板を區別させる。その他手指  
 の練習として紐結び、釘かけ等がある。  
 フレーベルの練習はかなり複雑で、幼稚園の子供には遊  
 戲と云ふよりも仕事と云ふ方が當つて居る場合があつた  
 が、モンテソリー女史はこれに改良を加へたのである。



我が國ではこれらの材料を採用してこれを手技と云つて居る。兒童の活動の方面から云ふならば、これらの床上遊戯も勿論有益ではあるが、兒童をして自ら考へ自ら働かせるには、粘土や砂やシャベル等を與へて、自由に山や谷等を作らせることが一層適切である。

現今幼稚園の保育の項目は遊戯、唱歌、觀察、談話及び手技等の數種である。

### 一、遊 戯

遊戯は兒童の育成、發展の上に重要な役目をもつて居るもので、意識的の育成、發展を目的とする作業と相俟つて、教育上の二大要素をなすものである。即ち遊戯は出来るだけ個性の發達をはかり、共同的の遊戯を加へ、協同心を養ふことが大切である。幼稚園が自由遊戯と共同遊戯とを

遊戯





幼稚園の遊戯

採用するのものがためである。

児童は一人で跳んだり走つたりするよりも、大勢と共にすることをお好み、行進や合唱に於ては、一人の時よりも一層趣味を覚え、一層優美に表現せんと努めるものである。幼児はかゝる間に相助け、相親しみ、互に規律を守る習慣を養ふことが出来る。

### 二、唱歌

唱歌

唱歌は児童の聴覚の發達を促し、發聲器、呼吸器等の練習に資し、心情を快活に純美ならしめ、美感を養ひ、進んで徳性の涵養に資するものである。唱歌は歌詞及び樂譜共に平易雅正のものがよい。

### 三、觀察

觀察

我々の知識は、日常生活の間に四圍の事物を注意し觀察



することによつて、漸次増大し行くものである。兒童をして自然界及び人事に對して、常に注意深く之を觀察せしむれば、事物の性質を認知し、その要素を明かにし、知識の基礎を確實にすることが出来る。兒童を公園又は野外に伴ひて、草木、鳥獸等を直觀せしめ、或は祭禮、年の市等の機會を利用して、世態、風俗等を視察せしめ、その好奇本能を利用して明瞭精確なる知識を得しめるがよい。

#### 四、談話

談話の價值については既に述べた通りである。幼兒に對しては心意の作用殊に理解、記憶、想像等をすゝめるために、談話を聞かせることが必要である。また思想の構成、發表等に慣れさせるために、進んで談話をさせることが必要である。談話の内容が心情を高潔にし又は知識を豊富に

談話

することは言ふまでもない。談話の材料としては趣味ある事實、童話、寓話がよい。

#### 五、手技

兒童の構成本能を働かせて感官を練磨し、心意の發達のために手技をなさせることは價值のあることである。殊に幼兒の創造性の陶冶には、大なる關係をもつて居る。幼兒に與へる玩具はなるべく丈夫で、簡單で、變化のあるものがよい。フレールベルの恩物やモンテスソリー女史の工夫した遊具はそれらの趣旨で作られたものである。

手技

### 三 學校教育

## 第二十六章 學校



## 學校の歴史

今日教育と云へば直ちに學校を聯想するが、未だ學校のなかつた昔に於ては、教育は家庭の父母から與へられるか、或は有徳、博識の人から教へられるより外なかつた。殊に上古の學問は上流社會の仕事であつて、下層社會の者にはその必要がないと考へられて居た。従つてその時代の下層の人達は終に教育の恩惠を受けることがなかつた。中古より近世に及んでは慈善家の團體若しくは個人が貧民の子弟を教養する目的で、初めて國民一般を教へる學校と云ふものを建てる様になつた。而して國家が一般教育を必要として學校を作る様になつたのは、第十九世紀になつてからで、今日の學校は國民全體が關係して除外されるものがなく、學校は社會、國家の教育機關となつた。

## 學校と家庭教育

學校は一國の文化を普及し、更に傳來の精神上的の財産を傳へるものである。殊に小學校教育は國民教育の基礎であつて、今日の文明諸國は皆この教育を國家の仕事として居る。

加之父母は必ずしも日進月歩の知識と之を傳達する技能とに秀でて居るものでない。またたこひ博學、有能の父母でも、各自その子女を教育するだけの餘暇をもち得ないことがある。學校教育の必要なる所以も亦ここに存する。家庭に於て兒童の個性に注意し得ることは、教育上勿論價値あることであるが、學校に於ける集合教育には、また個別的教育で得られない切磋琢磨の利益がある。

學校は各自の地位、能力、目的に應じて、それ／＼修業すべき程度、種類等を異にするが、苟くも今日の國民たるものは

## 義務教育



普通教育を缺いてはならぬ。我が國に於ては明治五年初めて學制を頒布し、その後幾度か改定されて現行の制度になつたのである。

我が國では滿六歳より滿十四歳に至るまでを學齡と定め、國民教育の基礎たる尋常小學校の課程を修了しなければならぬことになつて居る。これを義務教育と云ひ、現時文明諸國は何れもこの就學義務の制度を設け、幾年かの學校教育を強制して居る。

この義務は納税や兵役等の義務と同じく國民としての義務であつて、保護者が特別なる貧窮者か、兒童が白痴、不具等のため就學の不可能なる場合の外、免除されることがない。特に家庭で尋常小學校の課程を修了させ、若しくは私立尋常小學校に入學させようとする場合は、市町村長の認

小學校教育の要旨

可を受けなければならぬ。

小學校教育の要旨は小學校令第一條に示されてある。

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

一 兒童身體の發達に留意すること 小學校の時期は兒童の身體の發達が著しい上に、尙ほその途中にあるものであるから、身體上の教養は兒童心身の全體に影響を及ぼすものである。萬一この時代に充分の發育をなし得なかつたならば、本人の將來は勿論、國家の不幸も極めて大なりと云はなければならぬ。

二 道德教育及び國民教育の基礎を與へること 將來我が國民として立つものの基礎として、兒童の徳性を涵養



し、國民たるの思想、感情を養ふことは、我が小學校の中心目的である。

三 生活に必須なる普通の知識、技能を授けること。小學校に於て授ける知識、技能は、特殊の職業のための準備教育でなく、一般生活上に必要な普通のものである。且つこれによつて兒童が他日實社會に獨立の生活を營み得る素地を養ふことが必要である。

以上の説明によつて、小學校の教育はこれを養護、教授、訓練の三方面に分けることが出来る。

### 第二十七章 養護

現時我が國の精神的文化は、必ずしも歐米諸國に劣つて居るものではない。然しながら國民の體格を彼此對照す

### 養護

るならば、到底我が國は歐米に比肩することが出来ない。これによつて見ても、國民體格の改良は我が國目下の急務と云はなければならぬ。

養護の目的は身體の健全なる發育を助長せしめるもので兒童身體の保護、發育、鍛鍊に關し、その健康と體力との増進、機能の完成を期するものである。

養護の方法は兒童の身體に害あるものを除かうとする方面と、進んで體力を増進せんとする方面とある。而してその範圍とする所も極めて廣く、校舎、教室の位置、構造、採光、換氣、清潔、机、腰掛、黑板その他校具、教具等の構造、大小、色合、教授時間の數、組合せ等の方面より、體操、遊戲、遠足、水泳、作業、課外運動等の方面まで包含されて居る。

### 感覺器官の保護と練習

感覺器官は知識の門戸であつて、その保護と練習とは特



運動

に留意を要する。これがためには常に教室の設備、教具の構造等に意を用ひ、讀書、書寫、裁縫、手工等の際にはその姿勢に注意し、また眼、耳、口腔、皮膚等の清潔を保つやうに始終監視を要する。

運動は新陳代謝を盛んにし、身體を強壯にすると共に、均齊なる發育を促し、四肢の動作を機敏ならしめ、精神を快活にし、規律を守り、協同を尙ぶ習慣を養ふものである。然し指導宜しきを得ず、過激に亘る時は、却つて害を生ずるものである。

學校病

學校病及び學校傳染病に對しては、特に學校と家庭と協力して、これが豫防に努めなければならぬ。頭痛、衄血、消化不良、近視眼、脊柱彎曲、呼吸器病、神經衰弱、結膜炎、トラホーム等大小輕重に拘はらず教育者はよくこれが監視を行ひ、兒

校醫の體格  
検査

童日常の健康状態を觀察して、家庭にも報告を怠らぬ様にする事が肝要である。家庭はまた學校に於ける養護の旨趣を服膺し、之に對する處置を講ぜなければならぬ。

學校には校醫があつて、定期に兒童の體格検査をすることになつて居る。學校は勿論家庭にあつても、この體格検査の結果に無頓着であつてはならぬ。これによつて榮養休養の事を考へ、過勞を避けしめ、殊に疾患を發見した場合には、直ちに治療を加へることが肝要である。

第二十八章 教授

教授の意義

教授は教育の目的を達する一つの方法であつて、生活に必須なる普通の知識、技能を授けることを目的とする。従つて教授の職能は二つに分れる。第一は兒童をして知識、



教科目

技能を受領、理解させ、これを應用する所の力を養ふことであつて、第二は生活に必要な知識を授けることである。この二つの職能の中、生活に必要な知識の分量を主として授けるのを實質的陶冶と云ひ、知的能力を得させることを主とするものを形式的陶冶と云ふ。

各教材を一定の目的の下に選擇し、配列して組織だてたものを教科と名づける。現時我が國小學校の教科目は知識的教科と技能的教科とに分れ、小學校令によつて次の如く定められてある。

- 尋常小學校 修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、女兒
- 手工(土地)の情況に依り加ふることを得
- 高等小學校 修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業)の一科目又は數科目、家事(女兒)、裁縫(女兒)

教材の排列

英語その他必要な教科目(土地)の情況により加ふることを得

これらの各教科目は難易の程度により、適當に各學年に配當せられて居る。また各教科目教授の要旨は小學校令施行規則教則各條に定められ、各教科を學年に配當して、これが毎週教授時數を定めた教科課程表も同じく施行規則に示されてある。各小學校にあつては、この課程表を基礎として各科教授細目を編制し、豫め教授時間割を定め、毎時教授案を作製し、これによつて教授を實施するのである。

一教科を教授するに當つて、全體の材料を如何に學年に配當するかと云ふ問題は、教材排列上の重要な事柄である。一教科の材料を區分して順次に教授し了る方法を直進法と云ひ、最初より教材の全體を取扱ひ、學年の進むと共に漸次その程度を高めて行くものを循環法或は圓周法と



教材の統合

云ふ。現行の我が小學校の教科課程は大體これを折衷して居る。

各教科目は互に聯絡を保ち、その間に統一を計ることが大切である。これを教材の統合と云ふ。この統合の方法には中心統合法と有機的統合法と云ふのがある。中心統合法は或る一教科を中心教科として他の諸教科をこれに結合させるもの、有機的統合法は各教科固有の價值を十分に保持しながら相互の聯絡を計らしめるものである。

教授の段階

教授を行ふに當つては、先づ教材を適當に分節することが必要である。この分節された教材を單元と云ひ、教授上一單元を取扱ふ順序を教授の段階と名づける。

教授の段階については今日迄幾多の研究と變遷があつて、その種類も少くない。今最も普通のものゝ左に掲げ

る。

1 豫備

教授の目的を指示して兒童の學習の動機を盛んにし、これに關係ある舊觀念を整理し、新教材に向つて兒童の注意を集中させる段である。

2 提示(教授)

新教材を授け、これを理解させ、兒童の確實な知識とする段である。この段に於て教授者は或は直觀に訴へ、或は問答を加へ、或は説話をなし、或は實驗を交へ、兒童をして判斷推理をなさしめ、充分活動させることが肝要である。

3 整理

既に授けられた教材を概括し、進んでこれを應用し得る程度まで進め、既有的知識の中に編入させる段である。



教授の様式

教授に際しては、教師の主として活動する場合と、児童の主として活動する場合とある。或る具體的材料を觀察し、叙述させ、比較や問答をする場合は、生徒が主として活動するのである。或る抽象的材料を取扱ふに當つて、教師が説明、講話をなし、新思想を傳へる場合の如きは、教師が主として活動して居るのである。

此の如く、教授者と児童との間の活動の關係を示すものを教授の様式(教式)と云ふ。

教授の様式には、注入式と開發式とがある。注入式の中には、示教式、示範式、講演式があり、開發式の中には、問答式、課題式がある。元來これらの様式は、生徒の發達と教授の實際とに應じて定められたもので、劃一的にその是非を論ずることは出来ない。但し従來の教授法は餘り教師が児童

プロジェクト法

訓練

を導く方に重きを置き過ぎて、児童の自發的活動を顧慮しなかつた憾みがある。

最近アメリカに唱道されて居るプロジェクト法なるものは、児童本位の要求から生じたもので、児童の自發的活動を本とした學習法である。キルパトリック氏は児童に或る目的活動をなさしめる段階を左の如く定めた。

- 一、目的を定める。
- 二、計畫する。
- 三、遂行する。
- 四、批判する。

第二十九章 訓練

児童の道德的品性を陶冶することを訓練と云ふ。家庭



教育に於ける德育の手段は學校の訓練でも用ひられるが、學校では家庭よりも知識によつて兒童の徳行を進めることが出来る。殊に修身科は孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等の實踐を指導し、國家及び社會に對する責務を知らしめ、品性を高め、志操を堅實にすることを目的として居るものである。然し修身科によつて授けられる知識も、實踐躬行の事實がなく、感情、意志の陶冶の實が擧がらなかつたならば、死んだ知識と云ふべく、少しも訓練に資する所がない。

訓練には二つの主義がある。一は兒童をして自由に活動させようとするもの(自然主義)で、他は兒童の指導、誘掖を旨とするもの(理想主義)である。然し自由活動にも保護が大切で、放縱に流れる時は兒童の將來をもあやまることがある。また指導、誘掖が肝要であつても、干涉、壓制に流れて

自然主義と  
理想主義

學校生活の  
價值

は個性の發展を害することになる。されば訓練の要は自然を重んじて理想を忘れず、自由と誘掖とが宜しきを得る所に存して居る。

學校は兒童の個別的訓練に於て家庭に一步を譲つて居るが、學校生活が共同的訓練をなすと云ふ點に於ては、遙かに家庭に勝つて居る。諸般の儀式、朝會、學級會、學藝會、遠足、旅行等は訓練上何れも價值あるものである。

訓練の方法については、特に慎重に考へることが大切である。

學校の遊戯は一方に於て兒童の個性を作り、他方に於て團體的、協同的遊戯から忍耐、同情、勇氣等の徳を養ふことが出来る。されば遊戯が不規律、放縱に流れることは、却つて有害なる結果を惹起すものである。

訓練の方法



學齡兒童になれば遊戯から漸次作業に進んで、一定の課業に従ひ、自力によつて或る成果を経験させることも訓練上價值あることである。

其の他、校舎、校具に對する注意、兒童所有品の整頓、當番若しくは週番の制度等は、何れも兒童が他日社會の秩序生活に入る素地を作るもので、訓練上效果の顯著なるものである。

訓練の手段として用ふる命令は、合理的で且つ直截的でないければならぬ。また教師は自ら模範を示して、不知不識の間に感化を及ぼし、訓誡も小學校時代になれば醇々として聞かせて合點させることが出来る。

賞罰は公平無私を必要とし、次第に無形の賞罰を以てする様にし、最後には自己の良心によつて満足若しくは不満

足を感じる様に、徳性を養ふことが肝要である。

### 第三十章 教育制度

我が國現時の學制によつて見れば、我が學校の系統は初等教育、中等教育、高等教育の三段となり、または普通教育、専門教育及び特殊教育の三種に分けて見ることが出来る。

#### 一、普通教育

普通教育は凡ての教育の基礎で、一般的陶冶を施すことを以て目的とする。殊に小學校はあらゆる學校教育の基礎であつて、我が國では前述の如くその教育を強制教育として居る。

小學校以外の教育は勿論強制教育ではない。然し國家は國民の福祉を増進し、國家の隆昌を圖るために、諸般の學

普通教育

小學校



中學校  
高等女學校

校を經營し、或は法規を定めて自治團體若しくは私人に學校を經營することを認可して居る。

中學校は修業年限五箇年、高等女學校は五箇年又は四箇年であつて、尋常小學校の卒業者を入學せしめ、高等の普通教育を授ける。

高等學校

高等學校は男子の高等普通教育を完うする所で、修業年限は高等科三箇年、尋常科四箇年を通則として居る。女子のためには高等女學校に二箇年乃至三箇年の高等科を設けて、女子の高等普通教育を授けることが出来る様になつて居る。

師範學校

この外普通教育に關するものに師範學校がある。初等及び中等教育の教員を養成することを目的として居る。

### 二、實業教育

各種實業學校

實業學校は實業に従事せんとする者に必要な知識、技能を授ける所である。實業學校には商業學校、工業學校、農業學校、商船學校等各種のものがあつて、その初歩のものは小學校を卒業した者を入學させるが、更に高等なる實業教育を施す學校が設置されて居る。高等工業學校、高等商業學校等がそれである。

補習學校

實業補習學校も近年大いに進歩して、小學校卒業者に對し一年を通じ若しくは農閑期等に教育を施して居る。

### 三、專門教育

專門學校

各種專門學校及び大學は專門教育に屬する。專門學校は高等の學術、技藝を授ける所で、修業年限三箇年以上、中學校、高等女學校を卒業した者を入學せしめる。

大學

大學は學術の理論及び應用を授け、その蘊奥を攻究する



所で、修業年限は三箇年又は四箇年である。綜合大學を本則とするが、また單科大學も認められて居る。

#### 四、特殊教育

盲啞兒、白痴兒、不良兒等を收容して特別の教育を施すものを特殊教育所と云ふ。盲學校、聾啞學校、感化院等がそれである。

官公立私立  
學校

これらの學校の中、國費を以て設立、維持されるものを官立學校と云ひ、府縣、市町村等の公共團體の費用を以て設立、維持されるものを公立學校と稱し、私人の經營に屬するものを私立學校と呼ぶ。

文部省

文部省は教育、學藝及び宗教を總管する所で、普通、専門、實業、宗教、圖書の諸局があつて之を分掌して居る。地方長官、市町村長等は法律命令によつて夫々所管の教育事務を掌

教育と教師

つて居る。

### 第三十一章 教師の修養

如何なる事業も之にたづさはる人を待つて初めて効果があげられるものである。就中教育の仕事程その人を要する事業は少い。教育は教師と兒童、生徒との間の作用であつて、たゞひ教育學上の學理や方法が如何に研究されても、教師に適當な人を得なかつたならば何の用をもなさない。

古代の教育者は東西洋共に多くは賢人か哲學者か若しくは宗教家で、人格的感化に於ては相當の効果を擧げて居た。然るに十九世紀以後自然科学の發達と共に、單に知識、技能を重んずる風を生じて來て、教師の最良の資格は知識、



教育的教師

學殖の深い事であるを考へられる様になつて來た。我々は教育的なる教師を以て眞の教師となすものである。兒童は幼少なる程模倣性に富んで居るが故に、教師の一言一行は直ちに兒童に強大な暗示を與へるものである。されば教師は人を感化する強い性格をもつと共に、徳操高く、他の模範となり得る資格を具へて居なければならぬ。愛情に富み、同情心深く、公平、誠實に、規律、秩序を保ち、威嚴と品位とを具備し、仕事に熱心であることを必要とする。また教師は一面に於て文化發達の原動力をつくるものであるから、生徒をして單に過失なき人物たらしめるよりも、進んで文化の開拓に盡さしめる様にするここが大切である。教師が徒らに形式上の過失を避け、事勿れ主義であることは、正に立脚する所を誤つて居ること言ふべきである。

四 社會教育

第三十二章 社會教育

社會教育

この點に於て教師自身も常に活氣に満ち、日進月歩の文運に後れることなく、一般の常識と専門の知識、技能とを具有するここが必要である。

兒童は家庭にあつて父母の薰陶を受け、學校に於て教師より教育せられるのであるが、また社會から教育的影響を受けることも少くない。これ社會教育又は社會教化のあづかる所のものである。兒童はやがて家庭及び學校より進んで社會の實際生活に立つべきものであるから、社會の出來事、施設等の取るべ



社會教育の  
機關、施設

さものは取つて、兒童の訓練上に利用することは極めて重要である。學校に於て自學自習の訓練を主とした場合には、兒童は社會に出た後も社會各般の機關を利用して、自己の育成に努める様になるものである。然し社會教育に於ては學校教育の様に一定の教育者があるのではなく、その代りに各種の機關と施設とがあつて、人々の欲する所により、多く利用の實を擧げさせようとするものである。

社會教育の機關、施設を知育、德育、體育の三方面に分つことが出来る。

**知育** 圖書館、博物館、動物園、植物園、展覽會、各種の共進會、陳列所、講演會、講習會並に新聞、雜誌、圖書等は、主として知育を目的とするものである。

少年團の訓練

**德育** 美術館、音樂演奏會、青年團、青年訓練所、少年團、女子青年團、諸種の社交的會合、俱樂部等は主にこれに屬する。

近年英國のサー、ロバート、バーデンバウエル將軍は、少年團を組織して獨立自營の精神に富む少年を育成せんと努めて居る。スカウト訓練は森林生活上の様々の仕事に従事せしめ、測量をなさしめ、探險を行ひ、山野を跋渉し、氷を滑り、水泳等をなして、男らしき氣風を養ふものである。少年團は米國に於ても大いにその効果を認められ、既にカリフォルニア大學では、これがためにその指導人物を養成して居る。

**體育** 公園、運動場、體育館等は主として體育のための施設である。

家庭、學校、社會は相俟つて兒童教養上の効果を全うするものであるから、父母たり教育者たるものは常に親密な關係を保つて、相互に聯絡を圖り、統一ある訓練を行ひ、常に社

家庭、學校、  
社會の聯絡



會の事象に注意して、兒童に及ぼす悪影響を防止し、諸種の有益なる施設に對しては、進んでこれが利用の道を講じ、監督、指導の任に當り、教育の効果を徹底せしめることに努めなければならぬ。

第四篇 結論

第三十三章 結論

人類の天職

自己の安寧、幸福をのみ顧る者は、未だ眞に自己の安寧、幸福の由て來る所を知らない者である。人が祖先から傳承した所を、教育によつて傳統された精神的財産を以て、更に社會の改善と公衆の福利とを企圖すべきは、人類の天職であるのみならず、又自己の安寧、幸福を増進する所以であ

女子の教育的任務

國民文化と教育

る。

女子の教育的任務はまた人類の進歩、發達に參與するところが大である。遺傳學者の説によれば、子女は特に母の性質を繼承することが多いといふことである。加之母は家庭にあつて子女教育の中心となるものである。されば母はひとり子女の教育に對してのみならず、人類の運命をも決定するものであると言つても過言ではない。

國民文化の將來は一にかゝつて兒童の上にある。教育の振否が大いに國家の隆替に關與することは、既に歴史上の事實によつて明白に示されて居る所である。



女子國民教育學終

女子國民教育學終

附錄

小學校令(抄)

第一章 總則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス  
尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒



ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情况ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業（農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目）トシ女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

土地ノ情况ニ依リ前項教科目ノ外、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得、第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情况ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ兒童ニ課セサルコトヲ得

### 第五章 就 學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科

ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學ヤシムルノ義務ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

## 小學校令施行規則（抄）

### 第一章 教科及編制

#### 第一節 教 則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス



男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ  
各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勞利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

(注意 第二條以下各條は凡て第一項のみを掲げ第二項以下を省略す)



師範學校規程 (抄)

第一章 生徒教養ノ要旨

第一條 師範學校ニ於テハ師範教育令ノ旨趣ニ基キ特ニ左ノ事項ニ注意シテ其ノ生徒ヲ教養スヘシ

一 忠君愛國ノ士氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス

二 精神ヲ鍛鍊シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス

三 規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

四 身體ノ强健ヲ圖ルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素體育及衛生ニ留意シ以テ健康ヲ増進セシメンコトヲ要ス

五 教授ハ教員タルヘキ者ニ適切ニシテ小學校令及小學校令施行規則ノ旨趣ニ副ハンコトヲ要ス

六 教授ハ常ニ其ノ方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受クル際教授ノ方法ヲ會得セシメンコトヲ務ムヘシ

七 學習ノ方法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ學識ヲ進メ技藝ヲ研クノ習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ



年	齡	學		校
28				
27				
26				
25				
24	帝 國			
23	(大學院)			
22	大 學			
21	(學部)			
20	高 等 學 校	專 門 學 校		
19	(高等科)			
18				
17		高 等 師 範 學 校		
16		師 範 學 校	實 業 學 校	
15	(尋常科)		實業學校	
14		中 學 校	實業學校	
13		高 等 女 學 校	實業學校	
12			(後期)	
11			實業學校	
10			(前期)	
9			實業學校	
8			實業學校	
7			實業學校	
6			實業學校	
5		園 稚 幼	特 殊 教 育 所	
4				

大正十二年十一月四日印刷  
 昭和十三年十一月三日發行  
 昭和十三年十一月三日發行  
 昭和十三年十一月三日發行  
 昭和十三年十一月三日發行  
 昭和十三年十一月三日發行

定價金三十九錢  
 昭和五年  
 臨時定價金六十四錢



著者  
 發行者  
 印刷者  
 印刷所

松 濤 泰 巖  
 遷 本 經 藏  
 東京市麴町區富士見町五丁目九番地  
 東京市外落合町四ノ一五五七  
 東京市外落合町四ノ一五五七

發行所

大坂  
 賣所

(關東) 東京市神田區  
 (關西) 大坂市西區  
 文修堂書店  
 大阪寶文館

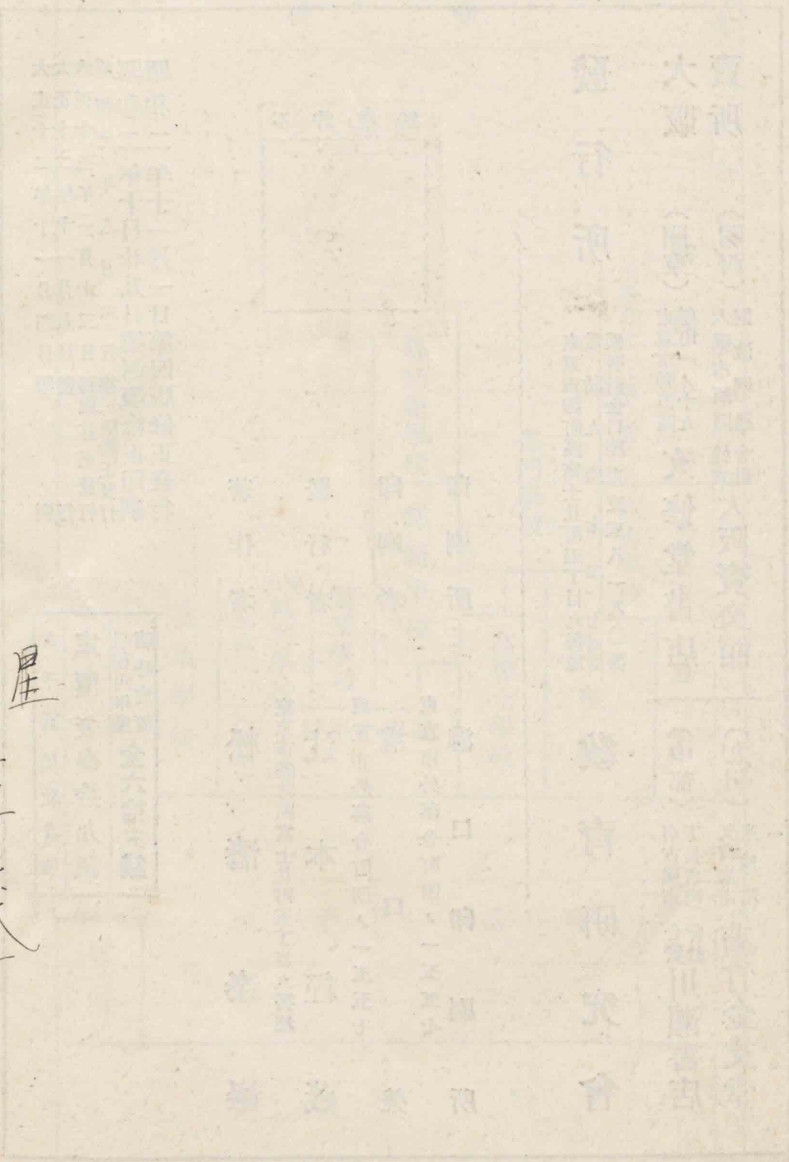
教育研究會

(中部) 名古屋市長者町會社  
 (九州) 久留米市米屋町會社  
 川瀨書店  
 菊竹金文堂



花組

小田文子



星

三好木代子





広島大学図書

2000082111

